

午前 10 時 27 分 開議

議長（巴里英一君） おはようございます。ただいまから平成 10 年第 1 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 7 番 東 重弘君、9 番 奥和田好吉君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、14 番 林 治君の質問を許可いたします。林君。

14 番（林 治君） おはようございます。日本共産党の林でございます。98 年第 1 回定例会に当たりまして、市政上の当面する幾つかの問題につきまして、質問通告に基づいて質問いたします。

大綱第 1、市の入札制度に関する問題であります。

昨年は、97 年度の同和住宅、老人向け住宅の契約問題で、議会への提案は二度にわたって、談合を誘発、醸成させる市の対応への批判から、議会ではこれを否決やまた廃案にしてまいりました。さらに、2 月 25 日から問題となった議員間の贈収賄事件の真っ最中の 7 月に、市公共下水道工事の入札問題で談合疑惑が報道され、市政についての市民の不信が高まり、市政を厳しくただしてほしいという声が、市民からの怒りと批判の厳しい声が私のところへも多数寄せられました。

まず、市長に談合など不正について許さないという断固たる姿勢で臨まれるお気持ちがあるのかどうか、冒頭にこれをお尋ねしておきたいと思えます。

昨年 12 月の定例会で、建設大臣の諮問機関である中央建設業審議会が入札後の予定価格の公表を建議する、これはもう時代の流れだということを私は指摘いたしまして、談合が幾たびとなく問題とされてきた泉南市として、せめて予定価格の事後公表に踏み切るよう、これを求めてまいりましたが、予定価格の事後公表について新年度予算の執行から、いわゆる 4 月 1 日から実施するかどうか。事後の場合、当然直ちにしないと意味が

ありませんが、その点確認をしておきたいと思います。

また、談合疑惑の持たれた入札については、業者から誓約書を取るだけで一件落着とせず、その場合には予定価格、いわゆる上限価格も下限価格もきちっと議会と市民にこれを公表する。市長がほんとに不正を許さないという、疑惑は徹底的にこれをただすという立場に立つなら、明確にこの問題についての態度を表明すべきだと思いますが、どうでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

入札問題の具体的な第2点として、入札に参加させる指名業者の選考についてお尋ねをいたします。手持ち工事がある業者には基本的には参加させない、公正、公平を期するためということになっていることについて、平成8年5月8日施行の工事請負入札事務処理要領について、改めてこれはそのまま生きているのかどうか、確認をしておきたい。

第3点目は、昨年12月談合通報のあったことをお尋ねしたときに、9-21工区についての報告をこの本会議場で受けました。もうそれ以外になかったのかどうか、改めてお尋ねをしておきます。

第4点目は、9-9工区の場合、これは岡田における公共下水道の工事ではありますが、この場合、全部不調になりました。第1回目、全部不調になったときになぜ業者を変えなかったのか。第1回目の談合情報どおり、業者も金額もそれも談合情報どおりであった。しかも、第1位でそのまま第2回目を入札したときに、第1回目と同様の1位の業者がそのまま落札をいたしました。まさに絵にかいたとおりの入札ではありませんか。だれもが疑問を、また疑惑を持って当たり前ではないかと私は思います。市の方に何らやましいことがないというのであれば、これも上限・下限価格の公表をきちっときょうやっていただきたい、そのことを求めます。

第5点目は、昨年1億円以上の工事をした業者を市長は表彰したようではありますが、これは何のために表彰したのか。年度別業者名について、これを示していただきたいと思います。

大綱第2、市の同和行政についてであります。

昨年3月をもって国の地対財特法の期限が終了いたしました。同和行政の終結は、今や全国的な歴史的な流れであります。市としても、同和行政、同和教育を終結し、同和地区のいわゆる地区指定の廃止を一日も早くすることが、21世紀に差別を持ち越さず、差別をなくすための緊要なことで

はないでしょうか。市長の見解を問うものであります。

大綱第3の墓地問題であります。

樽井墓地について、地元樽井地区は区長を初め区役員の皆さん、関係者の皆さんの御努力で改修工事が進みまして、問題は火葬場であります。速やかな移転が望まれています。この樽井にある火葬場の建設年月日からも、炉の耐用や機械設備の機能、焼却能力等から見てどうなのかということをお尋ねをしておきたいと思えます。

第2点目は、鳴滝地区と市場大発団地など、民間墓地建設予定地周辺の住民の皆さんは、毎日毎日、今不安な気持ちで生活をされています。市長にお尋ねしたいことは1点、同和行政を進めてきた市長として、市の同和事業が同和地区の環境改善のために進めてきたのであれば、その趣旨に反する地域の環境を悪化させると、地域の住民が暮らしの不安をもたらすと反対してきたこの市民の声にこたえて、この民間墓地の建設は、これまで進めてきた市の同和対策事業に反するものだという事について、市長は明快な態度を表明すべきではありませんか。市長は、このことについてお答えをいただきたいと思えます。

大綱第4の市営住宅に関する問題であります。

私はかつて、市のこれまでの住宅政策は、ずさんででたらめであったということ指摘しましたが、問題は向井市長がこれにどう対応するかが問われていることを提起しました。

第1点目は、同和住宅についてであります。2棟の老人向け住宅が建設されましたが、その入居については現在どのような状況になっているのか、まず初めにお答えをいただきたいと思えます。

第2点目は、一般市営住宅の払い下げ問題です。昨年12月定例会で市長は私の質問に答えて、お互い円満解決をする、共同で知恵を出し合っ、あるいは提案をし合っ、円満解決をするという立場を表明されました。また昨日、同僚議員への答弁で、入居者住民にアンケートをとるとか、できればヒアリングがいいとか、いわば住民の入居者の意見集約をしたいという方向を示しました。これは、それなりによいことだと私も思います。しかし、問題はどのような問題設定をするのか、どういう項目でお聞きするかが1つ大事な問題となります。そこで、この意見集約の方法や項目等についても、3住宅世話人代表の皆さんと協議をされ、円満合意でこれを

進めてほしいと私は今願っています。その点について市長の見解をお尋ねしておきます。

大綱第5、りんくうタウンと沿岸部のまちづくりに関する問題であります。りんくうタウンの埋立同意がされてより約12年の歳月が過ぎまして、りんくうタウンとその周辺の道路整備も一定進みました。そのことから、特に周辺、沿岸部で車などの流れがそれなりにふえています。

まず第1に、樽井駅前のおくれている駅からロータリーへの道路の建設は、今どうなっているのか。第2に、樽井南5号踏切の拡幅は、その後南海電鉄との協議は進んでいるのかどうか。第3は、りんくうタウンと沿岸部を今では隔てている防潮堤の撤去はどうなっているのかをあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

以上であります。再質問は御答弁によって自席から行いたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

議長（巴里英一君） ただいまの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 細かい点は担当部よりお答え申し上げますが、私にとりいう部分についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の談合問題に対する私の姿勢、気持ちはどうかということでもありますけれども、この問題は、最近本市のみならず付近市町も含めて、よく新聞紙上をにぎわしている問題でございます。私どももこの対策につきましても、従来からある一定のこういう問題が惹起したときの対応について1つのマニュアルをつくりまして、そのマニュアルに従って処理をすると、一貫した姿勢を持ってやっているところでございます。その中で、過去からも適正にこの問題については処理をしてきたというふうに考えております。したがって、今後も万が一こういうことがあったならば、厳正に対応していくつもりでございます。

それから、これに関連をいたしまして、予定価格の事後公表という問題でございますけれども、これは代表質問にもお答え申し上げましたけれども、中央建設業審議会がことしの2月4日に公共入札制度の改革案につきまして建議を建設大臣に提出されました。この建議におきまして、予定価格を入札後に限って公表することの内容になっておりまして、建設省におきましても平成10年4月から直轄事業を対象に予定価格を事後公表する予

定だというふうに聞いているところでございます。

そこで、本市といたしましても、この建議を参考にしながら対応を検討させてまいりました。その中で、私の判断といたしまして4月からの、いわゆる新年度発注工事分から予定価格の事後公表に踏み切るということにいたしましたところでございます。これについては、大阪府下市町村でも現在のところ先駆的な役割を果たしたというふうに考えているところでございます。したがって、今後ともこの公表によりまして、より入札制度の透明性が確保されるということを期待いたしているところでございます。

それから、4月1日から実施するののかということでございますが、制度としては4月1日から行いたいというふうに考えております。ただ、新年度発注は4月1日にあるということではないというふうに思いますから、要するに新年度において発注入札した工事から公表をしていきたいということにいたしております。細部については、現在担当課に詰めを命じているところでございます。

それから、談合情報のあった入札については、誓約書だけではなくて上限・下限価格もきちんと公表してはどうかということでございますが、現在行っておりますのは、誓約書だけではなくて事情聴取も行っているところでございます。ですから、今後新年度からは予定価格を公表いたしますから、当然これらのことについても公表をしていくということでございます。ただ、下限価格については公表する意思はございません。

それから、同和行政に対する行政、教育の終結ということでございますけれども、行政の終結につきまして私の方から御答弁を申し上げます。

同対審答申の精神を踏まえますとともに、地対財特法に基づく同和対策事業の推進によりまして、同和地区の生活環境等の改善は大きく進み、残事業、いわゆる登録事業は本年度末をもって事業完遂を迎えようとしております。

さて、同和問題に係る基本認識であります。平成8年地対協意見具申並びに同年府答申におきまして、同和問題は解決に向かって進んでいるものの、依然として日本社会の重要な課題であり、その早期解決は国際的な責務である。また、同和問題は過去の問題ではなく、この問題の解決に向けた取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていこうという広がりを持った現実の課題である、との見解が示されておきまして、基

本的にはこの見解と同様な認識を持つものでございます。

また、教育、就労等の面における格差の解消を初め、残された課題の解決を図るため、15事業に限定して経過的に法的措置が昨年3月になされております。したがって、同和対策事業の執行上の一定の目安として、地区指定は今後とも必要であると考えております。

御承知のように同和行政は、同和対策事業や地対協意見具申で述べられておりますように、部落差別をなくし、同和問題の解決を図ることを目的とするものであり、部落差別が存在する限り必要であり、同和問題に係る実態の適正な把握のもと、一般対策による的確な対応を行い、残された課題解決に向けて取り組んでいく必要があると考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、鳴滝で今惹起いたしております民間墓地の問題が、同和対策事業との整合性に照らしてどうかということでございますけれども、御承知のように同和対策事業の重要な柱といたしまして、特別措置法等関係法律に基づきまして地区の環境改善事業に取り組んでまいっております。その結果、環境改善等物的事業につきましては、本年度末をもって事業完遂を迎えようというところでございます。

御指摘ありました墓地問題と同和行政、環境改善事業との関連でありますけれども、現行法におきましても地方改善施設整備事業の中に墓地移転等整備事業として位置づけられております。したがって、制度活用による事業ということについては、当該地区における合意形成、立地条件、規模等検討すべき事項はございますが、地域改善対策事業の1つとして位置づけられている以上、これまでの環境改善事業と直接的に矛盾するものとは考えておりません。ただし、今回の墓地問題は、私も意見で述べましたように、場所として必ずしも適地でないという考えは持っておりますから、そういうことで意見も申し上げましたし、大阪府に対しましても積極的な働きかけをしたということでございます。

それから、住宅問題の中で、昨日の質問者に対する答弁の中で、今後ヒアリング等を行っていきたいということを申し上げましたが、そのことについて、その項目等について現在の3住宅世話人の皆さんとも協議をして進めるのか、あるいは市の方で一方的に行うのかという御質問でございますけれども、昨年の方との話し合いの中で、今後は円満解決に向けて

前向きに話し合いをしていきたいと思いますという確認を私自身もいたしております。

したがって、ヒアリングあるいはアンケート等を行う場合、その主体はやはり市であるべきであるという考えは持っておりますけれども、せっかくだけに行きますというヒアリング等について、的確に入居者の皆さんの意思を反映されるものでなければいけないというふうに考えておりますから、この調査項目といいますか、そういうことにつきましては、私どもの方で案をつくりまして、そして3団地の世話人の皆さんにもお示しをし、そしてまたいろいろ御意見をいただいて、こういうことでいきたいと思いますという中で、できれば進めていきたいと。したがって、そういう調査項目につきましては、事前に御相談そしてお話し合いをしていきたいと、このように考えておるところでございます。

その他につきましては、担当部局より御答弁を申し上げます。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から入札問題についての御質問に御答弁させていただきたいと思っております。

まず、平成8年施行の工事請負入札事務処理要領に基づいて今現在も行っておられるのかという御質問でございますが、これにつきましては、そのとおり改正をいたしておりませんので、その時点のものを現在も使っております。

それから、2点目の昨年12月の談合通報について、9-21工区以外についてもそういうことはなかったのかという御質問につきまして御答弁させていただきます。

9-21工区以外について、我々確認はできておりません。それから、9-9工区は全部不調なのだという御質問だったわけでございますが、9-9工区につきましては、これは入札を延期いたしております。入札延期をし、再度一部設計変更をし、入札を行っております。ちょっと林議員、何かその辺勘違いなされてるかなというふうに思うわけですが。

それと、これについての上限、下限の価格を公表されたいということでございますが、これにつきましては、先ほども市長が答弁しましたように、来年度、この4月入札分から実施したいということでございますので、その辺御容赦をお願いしたいと思います。

私の方からの御答弁は以上でございます。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 私の方から、御質問のうち工事に関する表彰の件についてお答えさせていただきます。

これは、表彰状ではなく感謝状を贈呈しております。これは今まで慣例的に行ってきたおき、今までの例で申しますと、文化ホールができたとき、その以前は体育館ができたときに行っておりまして、今回あいびあ泉南の竣工に伴って行ったということでございます。対象といたしましては、平成6年度以降の契約金額1億円以上の工事施工業者、またその工事の設計委託業者で委託契約金額が300万以上の者に行っておりまして、対象といたしましては、業者数で申しますと市外で12業者、市内で9業者、コンサルが14社でございます。

今後は、こういうふうな大規模施設工事となりますと、かなり期間が長くなるわけでございますので、一定程度の金額の工事の竣工式に伴って行っていくとか、そういうふうなやり方がある程度の再考は行っていきたいと思っております。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 林議員御質問のうち、樽井火葬場の件につきまして御答弁申し上げます。

樽井火葬場につきましては、林議員御指摘のとおり、地元団体等の御協力によりまして、既に火葬炉の改修、また焼却場の改修、それとお別れ場の増設等を行ってきたわけでございます。最近につきましては新設トイレの設置などの整備を行ってきたところでございます。

しかしながら、樽井の火葬場につきましては、基数の不足、またかなりの年月が経過いたしております関係上、老朽化が進んでおりまして、現施設の規模、内容などにつきましては、十分ではないと私ども認識いたしておるところでございます。

そのためにも新設の火葬場を早期に整備する必要があると考えてございますので、現在行っております基本計画策定後には地元関係者等に御理解、御協力が得られるよう十分説明申し上げまして、早期整備が図れるよう努めてまいりたいと考えてございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 林議員の御質問のうち、私の方から老人向け住宅の入居状況と、それと樽井駅からロータリーへの道の関係、それと樽井5号踏切の拡幅の件、それと防潮堤の撤去につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、老人向けの入居状況についてでございますけれども、このA棟につきましては、昨年6月と9月の2回募集を実施をいたしております。そのうち申し込みが、6月が6件、9月が3件ございました。審査の結果、合計で7件の入居というふうになっております。現在7戸の方々に入居していただいております。

今後でございますけれども、B棟が今年度完成をいたしておりますので、引き続きA棟の残りとB棟の入居につきまして、4月早々に入居募集を行ってまいりたいというふうに考えております。

入居が若干少なかったわけでございますけれども、旧法による収入基準ということで、かなり収入基準が低かったということもあろうかと思いますが、新法では収入基準が相当緩和されておりますので、改めて新法に基づいた中で募集したいというふうに考えております。

次に、樽井駅前の件でございますけれども、樽井駅前の先行取得用地を活用した暫定の交通広場の整備につきましては、第1期工事としてロータリー及び信達樽井線からロータリーへの導入路が完成をし、さきの国体開催に合わせて既に供用開始を行っているところでございます。引き続き、現在駅からロータリーへ接続する一方通行道路と、ロータリーと市道樽井駅上を結ぶ道路との整備を行うための作業を進めているところでございます。そのうち、ロータリーと樽井駅上線を結ぶ道路につきましては、間もなく着工する予定でございます。また、駅とロータリーを結ぶ道路につきましては、現在南海電鉄等、関係機関との協議及び必要な作業を進めているところでございます。

今後の予定といたしましては、新設する道路の上にあります南海バスの従業員用の詰所の移設と、現在南海の方で手続を進めていただいておりますバスルート及び停留所の変更が5月末までに完成する予定であります。それとあわせて計画協議や用地確定などの作業を進めておき、その後工事

に着手したいというふうに考えております。

次に、樽井5号踏切についてでございますけれども、この道路につきましては、大阪府が管理いたしております府道鳥取吉見泉佐野線ということで、その踏切の上に都市計画道路の樽井男里線が通行しているところでございますが、我々としてはかなり交通混雑、踏切の幅が狭いということで、住民からの要望も聞いておりますので、以前から道路管理者でございます大阪府に対して歩道等の設置について要望しているところでございますが、現段階までまだ確定した返事はいただいておりますというのが実情でございます。

なお、この都市計画道路の樽井男里線につきましては、歩行者等と車道とを分離するというので、この樽井5号踏切の上について横断歩道橋等の設置の計画があるというふうに聞いておりますので、これはまた順次下水の雨管が現在下をはめておりますけれども、その後施工されるものというふうに考えております。

次に、防潮堤の撤去についてでございますけれども、この件につきましては、撤去につきましては大阪府の企業局が行うこととなっているものでございますが、撤去に伴う前段の整理等が終われば着手されるというふうに考えております。暫定ではございますけれども、岡田地区でりんくう南浜公園というのが完成いたしておりますが、その東側部分につきましては一部その公園に行くアクセスとして、部分的にでございますけれども、防潮堤の撤去につきましても要望いたしております。それとあわせて、樽井地区でもりんくうタウン、サザンビーチへの抜ける道ということで、りんくうタウン内の区画2号線の部分につきましては同様の要望を行っているところでございますので、年度がまたがるかわるかわかりませんが、その辺で我々としては施工していただきたいということで要望しているところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 梶本教育指導部長。

教育指導部長（梶本邦光君） 同和教育につきまして、林議員さんから御質問がございましたので、答弁をさせていただきたいと思います。

同和教育につきましての基本的な見解、認識につきましては、昨日の松本議員の御質問にお答えをさせていただいておりますが、平成8年12月

の府同対審答申には、学力定義の問題や進学率の格差の問題等々につきまして、課題が残されている状況にあるというふうに指摘をされておりまして、今後とも同和教育について残された課題解決に努めるとともに、すべての人々の基本的人権が保障された社会の実現を目指しまして、子供たちに豊かな人権感覚をはぐくむ教育を推進をしてまいりたいというふうに思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（巴里英一君） 答弁漏れありませんか。———林君。

14番（林 治君） それでは、自席より再質問をさせていただきます。

まず、市の入札制度にかかわる問題からお尋ねをしていきたいと思えます。市長は、談合などこれに関する不正については厳正に対応すると、こう言われましたね。私、言葉は厳正に対応するという言葉であっても、具体的中身を伴わなければ、市長がここで厳正に対応するというふうに言われても1つも感じないんですね、その対応される側は。だから、対応されるような中身を具体的に市としてできることをやらないかん。

これについてあと市長は、私は誓約書だけではだめだというふうに言ったのは、事情聴取した後、誓約書を取ってるというのはわかっています。ところが、市長は誓約書を取るだけでないと、事情聴取もしてると。ところがね、市長はこのことが議論される総務常任委員会とかの中でこれまで、昨年ですよ、あの事件が起きたとき担当部長がどう答えてたか知っていますか、このことについて。事情聴取について。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども申し上げましたように、談合情報があった場合には一定のルールによって処理をするということにいたしておりまして、マニュアルをきちっとつくっておりますから、そのとおり処理をいたしております。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 市長が出席していない場での総務部長の答弁ですから十分おわかりにならないと思いますが、事情聴取には限界があると、ただお聞きするだけだと。警察のようないわゆる捜査権といえますか、そういうものもないから。だから談合が仮にあったとしますね。あった業者に談合はなかったかと聞いたって、ありませんと言われたら事情聴取の場合はありませんというふうに書いて、なかったと書いて、私どもは事情聴取

の結果、談合はなかったという報告を我々議会がもらうんですよ、仮にあったとしても。それについては、いろんなことからおかしいじゃないかと言っても、いや捜査権がないからと、こうなるんですよ。

だから、そういう警察まがいのことは行政の方で十分できないということは私もよくわかっています。それまでやれとは強制しません。だからこそ、市がやれることは何かと。行政がそういう談合に対して、市長が厳正に対処すると言ったことについての、その中身がきちっと保証されないかんわけですよ。その1つが、これは市の対応自身を含めてですが、いわゆる予定価格の公表の問題があるわけですね。そうでしょう。

だから、単に予定価格のいわゆる上限の公表だけでは、それは済まないんですよ。やっぱり談合情報があって、そのことが問題になった場合にはそれなりの対応をきちっとしてほしい。行政のやれる厳正に対応するということの中身を、具体的にここで市長がこうやるというふうに言えば、担当部局はみんなするんですよ。ただ、言葉だけ厳正に対処すると言ったって何もしないんです。何もしないと言ったら語弊あるかわからんけども、できないんです、市長の言葉以上のことは。そうでしょう。

だから私は、例えば1つの提案として、ほんとに市長がそういう談合を許さないということであれば、1つは事後公表するけども、今中央建設業審議会では予定価格の事前公表もやれということも建議してるんですよ。そうであるんですが、仮に事後公表とした場合に、下限も含めて市がこれについてはどうしたかという、いわゆる担当部局から出されてる入札の結果報告書あるでしょう、これをきちっと公表すべきですよ。上限、下限も含めて、あった場合には。それで対応すると。

議会に、そしてまた市民にこれを公にすることは、やっぱり談合を抑制するという点では非常に大きな効果を発揮してるんです。これまでやってきた各地でそのことが出てるんです。去年はなかなか私が言ったときにまだちゅうちょされてましたけども、中央でもやるというようになってから市もやるということになったわけで、これはそれなりに歓迎です。でも、現実に談合の大きな問題になった情報があった分については、公表するということをきちっとやらないとね、私はこの談合の不正を取り除く……。

この談合の問題のときには、2つ問題があるんですよ。1つは業者間だ

けで談合して、大体の予定価格というのはある程度類推できますからね、わずか数%の差で大方計算できますからね、だから談合をやる。それからもう1点は、それは談合して何するかといたら、高いところで談合で取ると。

9-10の場合よくわかるんですが、8,410万円で落札したでしょう、よく御存じのように。上は1億800万円ですね。市が認めてる範囲というのは、上の方で談合でこれが取れたとしたら、そんなにきっちり上まで行くかどうかは別としても、2,390万の差があるんですね。それまでは市は認めてるんですよ。いかに泉南市がこういう工事に非常に甘い価格をつけてるかということが、この結果からでもわかるんです。

だから、町の業者の中からどういう声が出てるかと思ったら、いま一つは暴力団もいろいろとこの入札に絡んでくると。なぜか。市が非常に高値で落札できるようにゆとりを持った上限、下限をつけてるから、だから甘い汁がそこにあると、何でも入ってきよるという話が一般的によく出る。特に空港関係が起こってから暴力団よう来てますからね。だから、そこに入る余地がある。そういうものもなくしたり、それからペーパーカンパニーをなくしたり、本当に仕事をしている、実際わしら汗水流して働いてる業者、そこが落札するようになれば、もっと低い価格でいけるし、そしてそれで努力して利益を生むようにできる。

ところが、今の市のやってるようなことでは、市がもっとしっかりしてくれたら、こんなことも起こらんようになんねやけどなど、これは業者の皆さんが私に訴えてきた言葉の1つですが、だからこれほどあの9-10ではっきりしたような値段をつけてると、これは問題なんですよ。だから、いわゆる上限も下限も、これを同時に発表していただければ、行政もいや厳しい対応してますよということがわかるんです。今のままでは行政は公共事業で非常に甘い対応をしないと、これは言わざるを得ません。

9-9のことについて、先ほど部長は入札延期をしようと言いましたが、私いただいている資料で見れば、9の9はちゃんと入札済んでますよ。これ、昨年の分以外のことも言えば全部出せるんですが、今1つの議論の対象として全部出すわけにはいきませんから、私は代表的にやっていますが、今年の9月30日に10時40分からこれは入札をやっています。業者皆決まっています。

これについて、7月11日にもあったけれども、さらに9月に市の方は7月11日から延期して、その後9月の30日に入札、そのときにあった談合情報、2回目の談合情報について私は言ってるんですよ。そんなことも何もかも総務常任委員会で議論してきてようわかってるのに、今ごろ7月の話を——7月にもあったんですね。そしてまた9月30日のいよいよ入札のときにもあったんですね。そのときには業者名も金額もあなた方からちゃんと名前入れたの私皆いただきました。私1人もろたんとは違います。総務常任委員会全部いただきました。そのとおりになった。

それは、談合情報のとおりに金額がなったんやけども、それが一番下の値で、10業者のうち一番下の値で入札された。それがわかってるから、市の方はそれより下げたと。それが取れるような価格で入れてたとしたら、これ取ってしまうんですから、まさに情報どおりストレート。そやけど、実際の中身としては情報どおりなんですから、市としてはこれは情報どおりとして対応すべきであるし、不調の場合は、これはちょっと今私、名前を忘れたんですが、よその行政区の方では、そういう不調の場合には、そういう談合問題が大きなことになった町なんですけど、そこはもう、その首長は不調の場合は全部業者を変えると、スパッと変えるとやってるんですよ。そして、そういうものをなくしてまう。きちっとやってるんです。

そして、泉南市は、市長は厳正に対処すると言われるなら、厳正に行政としてできる対応を、警察のような対応はできなかったとしても、警察でできない——泉南市の場合、泉南の市長ができる対応を私はきちっとすべきではないか。だから、不調については入れかえると——全部の不調ですね、不調については入れかえる、また談合情報のあったものについては上限も下限も出して、市としてはおかしいことはしてないと。この点、1点です。

もう1つの問題というのは、談合にかかわって行政の側が、これはあってはならんことですが、1つの話として入札価格を、入札のいわゆる敷札というんですか、上限と下限の敷札を漏らすと。行政の側が業者に漏らす、特定の業者に漏らす。大きくいって、特にこの入札そのものについては2つあるんですね。だから、そういうこともあっちゃいかんわけです。

それと、全体としては、さっき言いましたそういう談合の余地を残すような甘い入札のあり方が問題だということになるんです。だから、そうい

った点について、市長は特にこの問題についてはプロですし、そのことは自他ともに許してるというか自認もしてるぐらいで、大阪府下の市長の中でもこの問題では一番強いというふうに私は思ってるんですけど、その強い、その点について明るい市長が、私はその明るい知識を厳正な対処をする中身に生かしてほしいと思うんですよ。私なんか全然素人でわけわからんのでね。ひとつその点どうでしょうか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私もこの問題については、本当に真剣に取り組んでおりますし、職員の担当の方もいろんな情報を集めたり、あるいは先進事例も含めて検討いたしてきております。

それで、まず1点目にありました事情聴取といっても限界があるというふうに言われましたけども、これは我々行政として捜査権のない権限の範囲内でやれることというのは限界がございます。ただし、今回といいますか、昨年問題につきましたは、我々でできない部分は公正取引委員会に事情の説明をし、お話をし、そちらの方の判断といいますか、御指導もいただいたということでもありますから、積極的に対応をいたしておるところでございます。

それから、上限も下限も公表すべきでないかということですが、上限については、これも幾つかの類似工事の類推ができるとか懸念する部分はないことはないわけなんですけど、今回公表に踏み切ったということですが、限定価格まで公表するということにつきましたは、御承知のように設計価格があり、予定価格があり、限定価格があり、その範囲内での最低業者と契約するというのが入札制度でありますから、下限も公表するとなれば、その上限価格と下限価格とのレンジ、幅がわかるわけがあります。事後ですから、その工事にはわかりませんが、その傾向というのは、類似工事に限らず一般工事にまで類推ができるということになります。例えば何%ぐらいかというのが類推が可能があるわけありますから、やはりこの点は注意をしなければならないというふうに考えております。したがって、現在の状況下では、限定価格については公表はむしろすべきでないというのが、私の考えでございます。

それから、対策といたしましては、昨年いろんなことがございましたから、全国で初めての直前の抽せん型指名競争入札ということもいたしてお

ります。ですから、御指摘ありましたように泉南市は何もやってないということじゃなくて、全国的に見ても、あるいは大阪府下で見ても、この対策についてはほんとに先駆的なことをやっているということは、ひとつ御理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、暴対関係、暴力団対策関係についても泉南市では要綱を定めまして、これらの排除について既に行っているところでございます。

それから、入札で1回目が不調であり、2回目、3回目と、こういうことでございますけども、これは本市の工事執行条例に従ってきちっとやっているわけでございますから、そういう条例がやはりきちっと整備されておりますから、それに沿ってやるというのが我々行政の責務であるというふうに考えております。ただ、今後ともいろんな角度からやはりその状況に合った対応というのは常に考えていかなければいけないというふうに思っておりますから、もしそれ以外にもいろんな有効な手段があるとするならば、当然検討をしていくべき課題だというふうに考えてるところでございます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 市長はいろいろ先駆的にやってるというふうに言われましたけども、それともう1つは、私、専門用語を十分理解してないので、わかりやすく言えば、市が1つの入札で入れる上の価格と下の価格、この範囲に入っておれば、このうちの一番下に近いところの業者を落札させると、こういう形ですね。一番下の価格のね。しかし、下より下がったらいかんと。これは失格。上より全部上のはきは不調ということですね。だから、この前全部不調やったから、不調のはいわゆる不調として退いていただくという話を私はしたんです。

それで、下限が発表できないという問題は、これは談合情報があったときにややこしいから下限も発表したらいいんです。下限をどうするかというのは、まさに注意を持ってやらないかんかわかんけども、いつも決まり切ってるわけじゃないんですから。それは市長、あなたの胸三寸なんですから。そうでしょう。きちっと一定してるわけじゃないんですから。だから発表しようと思ったら発表できるんですよ。また、その次のも同じパーセントできちっとやるというふうにしなかったらいいわけですから、調整できるんですよ。それがあなたの権限なんです。

だから、私は去年のあったまらず9-9と9-10については、一応発表してほしい。そうすればはっきりする。行政に対する疑惑もなくなる。このままでは行政の側にも疑惑が残ったままなんですよ、これについては。そういう点について、私はあくまでもそうすることが——一般的に事後公表で結構ですよ、予定価格なら。でも、問題の起こったときはそうすると。それが本当に厳正に対処する言葉だと思うんです、ここでの。その点、もう一度簡潔にお願いします。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 予定価格を工事ごとに自由にといいますか、上下させるということは、これは極めて危ない話でございまして、逆に我々から言いますと。というのは、その工事によって規模が違います。内容も違うわけですね。ただし、その規模によって業者選定のランクによって選定していくわけですね。したがって、例えば7社なり10社なり指名された業者によって下限を著しく操作するということは、逆に言いますと、ある特定の誘導になりかねない懸念があるわけでありまして。それと、下限を決めるという1つのルールといたしましては、直接工事費、それから間接工事費と積み上げていく中で、やはりこの辺が1つの通常の常識的な限定だと、限界だということ付近で入れるわけでありまして、そのルールを外すということは、これは仮に長がもしそういうようなことをするとすれば、これは逆に私は大きな問題になるというふうに考えておりますから、それだけは申し上げておきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 今、実務的な問題で余りそこへ入ると難しいですが、市長、極端なことを言わないでください、極端なことは。やっぱり一定の基準というのがありますから、その範囲で、ピシッとそんなもん単純計算でするわけじゃないわけですから、そこが裁量権として若干——その裁量権が変に活用されてるおそれがあるから下限を発表せえと言うてるんです、逆に言えば。そこなんですよ。

だから、これは予定価格にかかわって言うてるんですが、中央建設業審議会も、事後公表による効果に加えて、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果もあるとの指摘もあることから、透明性、競争性の確保や、予定価格の上限拘束性のあり方とあわせて、今後長期的な検討をする

課題とすべきだということで、このいわゆる予定価格の事前公表も含めてやったらいいと。ここで言うてることは、この公正を確保するためにはこういうことの事前発表も、それは探ろうとしたりいろいろあるけれども、十分それで対応できるということはこの文書の中でも言うてるんですよ。

だから、私はこういう価格の公表について、今事前の話はあれですが、事後の話で問題の起こったときにはそうするということについては、十分私は対応し得るし、今言うたように長が裁量でやるのが問題を起こすと言うけども、その裁量も極端なことでなければ、それはできるはずですよ。実務的なことになりますからそれ以上言いませんが、それは行政の側が問題の起こったときに明瞭にするためには十分やれる範囲だと私は思っています。その点で要求しておきます。

それから、同時に、不調の場合には入れかえてるとするのは、行政上やってそういう談合防止につながってるところがあるんですが、それについてはどうでしょうか、見解としては。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど披瀝されたのは、恐らく第1回目の入札は不調だということだったと思いますね。ですから、2回目で落札したんだというふうに思います。本市の工事執行条例では一応3回まで可能ということになっておりますから、それに沿ってやっております。3回で落札しなければ当然不調ということで入れかえをいたしておりますから、今後ともその工事執行条例に沿って運用をしていきます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） それは結局、第1回で私はそのことを。市もこれでは、入札結果のこれを見てると、やっぱり1回目も2回目も3回目も1位で、3回目ぐらいに落札してるというのがほとんどなんですよ。3回もやってたら、そのうちが取れるということでやってるわけですから、余りマニュアルどおり、マニュアルどおりで、マニュアル自身が非常に甘いんじゃないかということから提起をしてると、こういうことです。

それと、ちょっとこればかりやってると時間の関係がありますから、次へ進みたいんですが、そういう点では私は市長の厳正に対処するということについては、後の、この前昨年12月にも若干提起しましたが、データベース体制とか、ペーパーカンパニーをなくすと、対応すると。それ

から、府の経審に出されてる資料ですね、市にも一定出されてるわけですから、今回の場合もそれにかかわって私は総務常任委員会で問題提起しましたが、余りにもひどい状況です。

ここで議会の本会議場でと思いましたが、はっきり言って泉南市の市長、そこにおられるお2人の助役さんが入ってるお部屋、このお仕事が建設業の許可を逸脱して、そして仕事をされていた。これはもうお聞きだと思っ
んですが、これについてどういうふうにお考えでしょうか。これも入札にかかわることなんですよ。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘いただいた点は、私も報告を受けました。四、五年前のことだというふうに思いますが、この件は我々契約検査課で指名願ですね、これを受け付けて審査をして、そして格付をしていってるわけ
でございます。

その点については何も問題はなかったわけでありますが、通常あり得ないと思われる年度途中において建設業法の中の許可業種、これが幾つかありますね、その中の1つがその資格を失ったということがあったということ
でございます。これはなかなか制度上として、それが例えば許認可権者から各市町村にそういう通知があれば速やかにわかるわけでありましてけれども、なかなかそういうところまで現在制度上至っておらないということ
もあって、市の方では知り得なかったというのが事実でございます。

この点については、その時点ではわかりませんでして、今の時点でそういうことが、お調べになられたんかどうかわかりませんが、わかったということ
でございますから、もう少し早くわかっておればというのはあるんですけれども、何というんですかね、情報として十分でなかったという点については、非常に反省すべきことだというふうには思っております。

ただ、今後もしそういう——年度途中でそういうことは、普通一般常識上余りあり得ないことなんです、そういうことが起こった場合の例えば建設大臣なら建設大臣許可でありますから建設大臣、あるいはそれを補完する大阪府建築振興課等からの要するに情報の速やかなる提供ということ
については、今後十分そういうことが可能になるようなことを行っていかなければいけないというふうに私も思っておりますから、今回のことを十分反省の糧として、今後厳正に対応できるようなシステムをつくっていき

たいと、このように思っております。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 市長ね、今後今後というのはね、結局このことについても私、市の対応を聞いたんですが、余りはっきりしない。問題だと思ってるんですよ。もう少しきちっとした対応をするんかと思ったらそうでもないの、それであればきょう議会本会議の開会もおくれましたけども、私、対応を聞いてちょっとびっくりしたんですが、やっぱりこの問題について何の議論してるんかわからんというようなことでは困るんで、担当部長からでも一遍ちょっとかいつまんで一言どういうことか、報告を先してください。その上で聞きたいと思います。これも市長の厳正に対処するというこの入札制度にかかわっての問題なんですよ。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 今、林議員御指摘の件につきましては、先日来2回ほど総務常任委員協議会を開催をさせていただきました。先ほど市長も答弁をさせていただきましたけれども、平成4年当時に、正確に言いますと平成5年2月に助役室の建設工事を発注しております。そのときに、当時建設をした業者が建設業の許可がなかったのではないかというふうな御指摘も議員からいただきまして、一定府の方にも参りまして調べました結果、平成4年の7月から平成5年の4月にかけて建築業の許可がないという事実がわかったわけございまして、先ほど申し上げましたように年度途中でのそういう状況というのは、通常我々想定をしていない事態でございましたので、年度当初の申請書を確認した上で発注いたしておりましたけれども、先ほど来申し上げてますように、そういう点で今後の事務について、もう少し厳正な事務の執行はできないか、内部でも努力をしてまいりますし、府とも調整をしてまいりたいということでございます。

〔林 治君「どう対応したんか、一遍で言うてくれよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 質問一度で、大体はっきりしてることやから、経過と、どう対応したかということもちゃんと発表してくださいよ。できなかつたら、私は私でできないんなら言いますわ。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 失礼をいたしました。ただ、経過は今述べましたとお

りでございます。したがいまして、この点について現に平成5年当時の話
でございます、工事そのものは当然終了しております。そういう中で、
そういう事態が今日時点で明らかになったということも含めまして、我々
選考委員会を開きまして、当該業者に対しましてそういう許可がないのに
工事をしたという点についての反省を求めるという意味で、1年間指名停
止を行いたいというふうなことで対応をさせていただきたいと考えており
ます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） それ、業者を呼んで事情聴取しましたか。したとし
たなら、だれを呼んだか、出してください。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 業者を呼んで事情聴取は行っておりません。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 市長、これはあなた専門家でしょう。これ、どんな
問題なんですか。市の指名業者が、市のお2人の——これからゆっくり座
ってられませんよ。助役室の工事が工事された、これ今問題になってるん
です。これは、ちょうど市長が初めて助役になるときにつくられた部屋で
すね。そうですね。ここで、議場で、市長が当時助役に本会議で承認いた
だく、そのときに工事をしてた、その仕事なんですよ。これ、どういう問
題ですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 平成4年度の工事で、助役室の間仕切り工事ですね。

1つの部屋を2つに割って助役2人制にするというときの改造工事ですね。
この工事であったわけでありましたが、先ほども申し上げましたように、
その当時の指名資格審査については指名願によってやっておりますから、
それは問題なかったわけでありましたが、先ほども言いましたように建設業
法すべてが取り消されたのではなくて、その中の業種ですね。（林 治君
「要らんこと言わんでよろしい」と呼ぶ）建築が一部その間資格喪失をし
ておったということなんです、これは先ほども言いましたように我々指
名願いによって入札選考委員会、指名委員会を行っております関係から、
その辺は情報として入っておらなかったというのが現状でございます。

今、そういう問題が一昨日ぐらいからお聞きをしまして、我々の方も調

べて、結果として事実そういうことだったと。ただ、なぜかというのはその当時大阪府にも照会しましたけども、3年間の文書保存期間を過ぎておるということで、わかっておらなかったわけですね。

どう対応するかということについては、業者みずからがそのときにやはりこういう状態ですというのを報告義務があるわけでありますから、それがなされておらなかったということに対してやはりペナルティーを課するのが妥当であるということで、現在その業者さんは既に指名停止中でございますけども、改めて再度このペナルティーを課すということにいたしましたわけでございます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 市長、だらだらといろんなことは大体わかってるわけですし、助役も報告したわけですから同じことをやらないでください、時間の関係ありますから。

それで、私はあなた専門家やから聞くと言うて聞いてるんです。建設業法上どうなのかということなんです。まず、明確に一言で言うてください。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 建設業法の中には、業種が幾つかございます。その間の仕切り工事は、一般的に内装あるいは建築の部類に属するというふうに考えております。したがって、土木業務あるいは建築業務、その他舗装とありますけれども、建築工事ということであれば、その建築工事の資格喪失ということであれば、ある一定金額以上はするということができないと、こういうことであります。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 総務部長にお尋ねします。建設業法の、今も既に建築についてのいわゆる許可のないときに泉南市の助役室、いわゆる建築工事をやったと。もうそれ、いろいろがたがた言われる必要ないんです。明快なんです。だから、この建設業法にこれ違反したんでしょう。建設業法に違反したらどうなりますか。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） お答えします。

この件につきましては、建設業法の関係でペナルティーは課されてお

ませんので、ただ市といたしまして資格のない中で工事があったということで、我々といたしまして、市としてペナルティーを課したいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 建設業法の第45条では、次の各号に該当する者は3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処するというもので、いわゆる規定に違反して、第3条の1項の規定に違反して、許可を受けずに建設業を営んだ者については、そういう厳しいことになってるんです。それから、市の工事で、市長は一定金額云々言いましたけど、今泉南市の建築についての工事について物を言うてるんです。だから、市の工事を建築業の許可のない者がやったら絶対あかんのでしょうか。許すんですか。絶対あかんのです。あかんことやってるんです。本人が申請しなかった。だから長いことかかった。今までこのことが明らかになるまで。

これはたまたま阪南市で刑事事件を起こして罰せられたから、しかも、それ泉南の市議員も関係してたからこれが明らかになってきたんです。そうでしょう。だから、厳正に対処すると言うたけども、その1年間の云々言いますけども、この会社にかかわっている重役で、そのほか泉南市の指名を受けてる者があるのかないんか。その点、一体どうなんですか。厳正に対処するやったら、その点についてもきちっとした対応を考えるべきです。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 先ほど来御説明をさしていただいております当該業者については、先ほど申し上げましたようなことで対応をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、これにつきましては私どもの指名停止要綱に基づきまして、その有資格者である業者、あるいは法人に対してこういう形をとらせていただいたということでございます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 私は、市長が厳正に対処すると、こういう問題について談合や不正に対処すると言うんならね、やっぱり市の指名業者に対してはきちっと厳しい対応をしなかったら、何ぼでもいろんなことが起こってきますよ。だから言うてるんです。この会社に関係してた業者が今も市の指名、今受けてるでしょう。何の対応もせんと、その会社だけを、今の

現行の会社だけを対応するようにしてたら、それは話にならへんですよ。だから、それが市長の厳正に対処する対応の仕方だというふうにこれは見ざるを得ない。私はほんとにそういう談合や不正を許さないという立場であるなら、そのままではいけないんじゃないか。そのことを言うておきます。

〔林 治君「答弁があるならしてください。簡潔にしてください」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 市は、市でやれる範囲の厳正な処分はいたしております。建設業法の根本に係る部分は、許可権者の権限に属する部分ですから、それに該当するんであれば建設大臣なり大阪府が処分をすればいいことであります。

それから、関連した企業、法人ですね、これについて処分しないのかと、多分そういう御質問かというふうに思いますが、これはやはりその処分に足り得る法的根拠、あるいは我々の方での与えられた権限があるのかないのかという中で判断をしなければいけないわけでありますから、その辺はやはり法人というのは1つの法人格を有してるわけですから、その人権なりを著しく阻害するようなことになってはいけないわけでありますから、慎重に対応すべき問題であるというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 市長ね、市も国の法律、そらこの場合は知事の許認可権ですから、知事の権限に属する問題もあるでしょう。法律は国の法律で国の責任があります。しかし、そういうものに基づいて泉南市でやってるんですから、やっぱりそれに基づいて泉南市も業務をやってるわけです。そういう国の法律だとか大阪府の権限に所属することを受けてやってるわけですから、やっぱりこれに関してこういう問題が起こったら、その対応の仕方というのはそれなりに考えないけないと私は思うんです。だから、そこに、その会社を構成してる者で他の会社をつくって指名を市に出しておったら、市としても注意をすべき問題である、私はそのことを言うてるんです。

それと、この問題ばかり1つはやっておれませんが、それは一応市長のそういう態度をお聞きした上で、あともう1点、1億円以上の工事の表彰、

従来から云々と言うんですが、さっき300万とか何かいろいろ言われました。これは一覧表でどういう表彰をしたのか出してくださいと事前にもお願いをしたんですが、それについては出してもらえますか。

議長（巴里英一君） 細野公室長。

市長公室長（細野圭一君） 後ほど資料提供させていただきます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） この問題はまたの機会に譲りますが、とにかく昨年、市長は4年間に仕事をさしてきた、1億円以上と私聞いてたんですが、そうじゃなかったんですか。1億円以上の仕事をした業者を特別に感謝状を出したと。そんなことを従来やってたかどうか、私は余り記憶にないんですが、市長のこの4年間、水道をのけても、きょう時点で約180億円を超える仕事を発注してるんですね、市長は4年間で。そのうち1億円以上の業者、これを表彰したと。いやいや感謝状ですか、大して変わりませんが、感謝状出した。なぜ感謝状か、そして1億円以下の人は感謝状を出さないかどうかわかりませんが、いろいろと感謝状をよく今出されてるんですが、何でこの時期にと、こう思ったりもしながらそのことはお聞きしてました。

さて、次の質問の、私は時間の関係がございますから、市の同和行政の問題につきましては、あとの墓地問題、住宅問題がかかわりますから、私は若干省いてそこに行きたいと思うんですが、墓地問題でやっぱり市長は、12月議会でもそうでありましたが、場所として必ずしも適地でないという言い方なんですね。私は今、適地であるかどうかということだけを聞いてるんじゃないんです。私も適地でないと思ってますよ。そうじゃなしに、市の同和対策事業と、これに反しないかと聞いてるんです。市の同和対策事業、やってきた地域の環境改善、これ市長ここでも言うてるんですね。地域の環境改善に取り組んできた。その環境改善に反するでしょうと言うてるんです。その点どうなんですか。市の同和対策事業にこの民間墓地の建設は反しないのかどうか、この1点です。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどもお答えいたしておりますが、墓地そのものは環境改善の趣旨とは反しません。ただ、今回の場所については適地でないという判断をいたしております。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 市長ね、言葉を巧みに使い分けておるんです。墓地を改造する、改善する、そういう意味での環境改善に墓地をつくることについては、整備することについては反しないと、これはわかってるんです。そんなことは前提条件です。今言うてるのは、ここに民間墓地をつくるやり方は、まちの真ん中につくるやり方は、地域の環境改善を進めてきた市の同和対策事業に反する、そういう中身ではないか。ここにつくるのは。いわゆる地理的な条件を含めて。それは、市の同和対策事業、環境改善を進めてきた、200億近く注いできた地域の環境改善に反するやないかと。なぜかといったら、環境が悪化するって市民の皆さんが反対してるんですから。

市長は、かつて私が議長のときにこのことについて、これ同和対策事業に反するものやというて言うたら、こんなんじゃへんねんけどなということをお私に言ったことありますよ。いやいや、それはあなた覚えてないか知らんけども。これは泉佐野で反対されて、また新家のそこで反対された。このときには全部が反対した。鳴滝に来たときには賛成した人がおったから、だからこれが行ったんだと。そやけど、これも同和対策事業に反するもんであれば、これはこんなとこつくられへんねんけどなという話を私、あなたから聞いたことがある。だから今改めて聞いてるんです。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 何回も申し上げますように、墓地そのものがいけないということではないというふうに考えております。ただ、今回の場所については、周辺の状況からして適地ではないというふうに私も判断をいたしておりますから、そのような行動をいたしたわけでありまして。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 1点抜ける点が、同和地区で同和対策事業を進めてきた、その観点からもここにつくるのが同和対策事業の趣旨に反する、そうじゃないんですか。そうは思わないんですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは先ほどお答え申し上げてるわけですね、はっきりと。この墓地の問題というのは、その地域改善事業の趣旨と異なるものではありませんと。ただ、今回の場所は、その同和対策事業という観点で

はなくて、周辺の状況から見たら適地ではないというふうに思っておりますから、そういうことを申し上げてるわけであります。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 市長ね、あなたはなぜか適地でないという言葉だけで、これは大阪府との関係も含めて、やはり許認可権を持ってる大阪府に対しても、市長として市がここでは同和対策事業を進めてきたんだと、墓地のことは環境改善にも役立つこともあるんだと、墓地の改修にはね。そんな一般論の話と全然違うんです。ここに市がやる墓地建設じゃないんです。今民間業者がやろうとしてる。これは地域の環境改善ということを同和対策事業の、これは国の法律も地域環境改善対策財政特別措置法でしょう。そうじゃないですか。地域の環境改善対策で特別なお金を国が出してきたんです。それで進めてきたんです。その進めてきたど真ん中に、しかも周辺の住民が環境を悪化すると反対してるんですよ。まさに市の進めてきた同和事業に真っ向から反対するものじゃないですか。なぜ市長がそのことが言えないんですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 言えないんじゃないかって、墓地そのものが地域改善に資するものか資さざるものかというのはね、いろいろ……（林 治君「そんな一般論聞いてると違う」と呼ぶ）そらあなたは資さざるものだというふうに思っておられるんかもわかりませんが、これはやはり地対財特法の中にも位置づけられた問題でありますから、それとは矛盾はしませんよということを申し上げてるわけです。ただ、今回の申請の場所というのは、地域の方の同意もありますけれども、周辺の方が反対しておられるというのもありますから、それと私も客観的に場所を見た中では適地ではないという判断をいたしておりますから、それは大阪府にも申し上げているところでございます。

議長（巴里英一君） 林君。あと2分でございます。

14番（林 治君） 市長ね、結局市長は大阪府との対応も含めて、市がいわゆる同和地区——先ほどもまだ解除しないと言いました。解除しないのは私はだめだと思いますけども、同和地区指定としてまだやってるこの地域で、これまで進めてきた事業との関係でいえば、これは真っ向から反対するものだ。そら墓地の一般論で言うたらいろんなことがありますよ。

だけど、そうじゃなしに、ここでは市の同和対策事業に反するもんかどうかということが今問題になっとるわけですから、市長があくまでそのことを答えない。これは、まさにそのことが言えない事情が別にあるのかなと。

そういう態度だから大阪府も許可をしますし、地域の判が生きてくる。これは部落解放同盟鳴滝支部長、今そこで議長おられますが、議長のお名前で同意判を押し、議長としてじゃないですが、支部長としての代表判を押し、しかも区長も押し……

議長（巴里英一君） 失礼じゃないですか。

14番（林 治君） これではやはり市長が言えないのも無理ないなと思いますけども、それでは市の同和対策事業、何のために進めてきたかわかりませんよ。その点だけ市長として、私はこの事業についての態度を明快にすべきだと。

それからもう1点……

議長（巴里英一君） ないですよ、時間。もうないです。

14番（林 治君） わかりました。市営住宅、老人向け住宅、いまだに入居がない。膨大な金を使ってやってきたけど、入居がわずか7戸、16戸のうち7戸しかない。これはやはりこの残事業、言うままにやってきたことは問題だという私のこれまでの指摘どおりだと思います。この住宅政策、ずさんででたらめだという点、この点は同和問題にかかわってやっぱり市長は明確にすべきだと思います。その点、言い添えておきます。

議長（巴里英一君） 以上で林議員の質問を終結いたします。

1時まで休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時2分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

3番（小山広明君） 草の根市民派を名乗っております小山広明です。時代の転換期に当たり、これからの泉南市の姿が具体的に見えてくる、そういう議論の場でありたい、そのように願っております。

先ほどから活発な議論がされておまして、議会自身も襟を正していかなければならないのは当然でありますし、議会には自主的というようなことで外から何かが加えられたり指示されることはないだけに、議員自身が

自分を律していくと、そういうことが強く求められておるわけでありませう。今議会は席を外す議員も大変少なく、その点でも市民の信頼を得ておると私は思うわけでありませうけれども、やはり議論は十分聞いて、そして違う意見を大事にしながら、このまちの発展、また市民の幸せを実現していくべきではないか、そのように思うわけでありませう。

しかし、残念ながら、先ほどの休憩時間に傍聴者の方からも、議論を聞いておって、内には甘い、市民には厳しい、そういう印象だということ言われました。ほんとに私も聞いておって、市長の言葉が本当に市民に伝わっておるのか、そういうことは不安に思います。しかし、このまちの長は向井市長でありますから、市長の言葉が本当に市民に届く、表現においても言葉においても本当に工夫をしていただきたいと、そのように思うわけでありませう。

憲法は、世界の人々の理念、理想を日本の憲法に託したとも言われております。その中心は武力を否定した9条であることは言うまでもありません。それだけに外交努力、人との話ということが洗練され、研ぎ澄まされなければ、この理想的な憲法を守ることはできませんし、国民や市民の安全を守っていくことは、武力を持つ以上に私は大変なエネルギー、力が政治の場に要すると思うわけでありませう。

そして今、一人一人の個人が物を言ってくる時代になってきておると思っております。政治の場にもどんどん普通の人の感覚が入り込んできております。今までなら政治家が自殺するようなことはなかったと言われておりますが、政治家の中にも悩んで自殺をする人も出てきております。私はある意味で、政治の場に普通の市民の感覚、悩む人間が入ってきた1つの証拠ではないかと思っておりますし、行政や政治もまた市民の側に近づいていく努力が私は必要であろうと思っております。

ことしは5月17日に市長選挙が行われます。まさしくこの3月議会は、次の市長選挙に向けた政治が問われている、何をこれからの市政に示そうとするのかを具体的に示す議会ではないかと思うわけでありませう。

具体的な質問に入っておりますが、市長の恵まれた自然、夢、水あふれるまちというこの耳ざわりのいい言葉の中から、私はこのようなイメージを抱くわけでありませう。山と田んぼや畑、海、そういうものに囲まれた泉南市をつくり、そこから得られてくるものを高い価値を付加して世の中

に出していく、そういう泉南市を私はイメージいたします。

山でとれるマツタケやフキノトウ、山芋やタケノコ、ワラビやゼンマイ、シイタケやタカノメなど、また農地では、泉州はタマネギと言われるようにタマネギ、あの肉厚の刺身にしてもおいしいと言われているタマネギのあのおいしいスライスの味は、毎日食べている私たちには当たり前のように思っておりますが、スーパーで買う皮の薄い、生では食べることのできないあのタマネギを食べるとき、私たちの先人がこの地で、この土で工夫をしてきたこのタマネギを私はどう守るのかということも考えるとき、タマネギを単にとって売るだけではなしに、それにいろんな海や畑や山からとれるものをブレンドして、そして泉南市のおいしい空気を吸っていただき、海や山を眺めていただいて、人々がほんとにここで安らげるようなまちを私はイメージするわけであります。

そして、その中心地に公共施設や文化施設、また映画や、また絵をかく人や、いろんな人がそういう自然に囲まれた中で、おいしいうまいものを食べながら、この泉南の自然の中で生きていく。そして、産業生活にかかわっていく。

沖縄などが500年間武器を持たずにあの国を維持してきたそのことを私は以前にも触れましたけれども、うまい酒、うまい料理、踊りや歌、そういうものの総合的な力であの沖縄が500年間平和に維持されてきたと言われておることを、私はこの泉南市でもやはり、一番初めに申し上げました憲法の精神を生かして町づくりの基本に据えるべきではないかと思うわけであります。

そういうような私のイメージに対して、市長の恵まれた自然から出てきたそのイメージは、余りにも私は違いを感じます。山を具体的に守る政策はないと言ってもいいでしょう。40万ほどの予算——失礼しました、40万は海に対する予算であります。また、山間部に対する予算にしても、林道の整備を少しするだけで終わっております。農業予算も膨大な予算を投入しとるわけでありましてけれども、ほとんど土木事業に費やされ、本当に農業者が残っていくための予算に組み上げられておらないと思います。

きのうの議論の中でも、ため池の整備のあの石積みが、農業を守っていくウルグアイラウンドの中から出てきた政策であることを私は初めて知りました。果たしてあのことが、世界の農業の自由化の中で生き残っていく

本当の施策になるのかどうか不安であります。本当に山を守り、農地を守り、海が守られていく具体的なビジョンを、市長はやはりすばらしい理念を持つとるわけでありますから、示すべきではないでしょうか。市長の現在やっていることと私が提起したことの中でお答えをしていただきたいと思います。

2つ目は、関西新空港の陸上飛行の問題であります。

この時点で16万回を海上だけを飛ぶから公害がないんだと、市民にも私たち行政にも言ってきた国の問題であります。今この問題は、泉南市民が、よし陸上を飛んでもいいやないかと言わない限り飛べないという状況にあると私は思います。その時点で国や運輸省の自己解決能力は失っているのが、現在の時点ではないでしょうか。

そうになってまいりますと、1兆円でやると言った事業が1兆4,300億円、そして16万回飛べると言ったその予定計画が十二、三万回で飛べないというその事実は、重大な責任問題であります。この責任問題を地元の市長として、運輸省や国の言うことを信用して埋立同意を与え、関西新空港ができることに道を開いてきた、その市長の責任からいっても、国の責任を問い、その決着があった中で、さて陸上を飛ばないと言ったけれども、陸上を飛ばしてくださいと、そういうことをデータを示して私は言うべきだろうと思います。まず、その現在時点での国や運輸省に対する責任問題をどうするのかをお聞きしたいと思います。

次に、航空機の環境基準であります。前回のテスト飛行のときも58デシベル、その後13分後に飛んだ一般機が65デシベル、もうそこに既に7デシベルの差があります。航空機騒音というのは音の高さで規制するのではなく、加重平均、例えば65デシベルであれば1,600回1日に音がそこに聞こえなければ航空機騒音基準はクリアしていると言われている、被害を受ける住民から見れば全く納得のできないものであります。

ちなみに、私たちの周りにある工場騒音や道路騒音は、夜10時を過ぎますと昼の騒音規制よりも10デシベル低く抑えられて45デシベルになります。45デシベルに対して、65や最高に出た71デシベルというのがいかに大きな音かということを1つの例で示しますと、65デシベルで1,600回飛べるものが、68、3デシベル上がるだけで800回しか飛べないということになるわけです。だから、音の1デシベルアップという

のは3割アップするという、そういうことにもなりましょう。

それを言うまでもなく、我々は夜は静かなところに暮らしたいというのは当然であります。そういうような生活騒音の45デシベルと航空機騒音の高い音との関係を十分に市民に説明して、市民がその中で生活をしなければならぬわけでありますから、そのことを納得した上で陸上飛行いいやないかということであれば、民主主義ですからそれは受け入れても私はいいと思いますけれども、そういうことを十分に市民の皆さんにも説明をして、そして市民の皆さんの声を反映して議会や行政が動くべきではないでしょうか。

残念ながらこのような具体的な議論は、私もうかつにも知りませんでした。基準内であれば人間に被害がないと思っておったからであります。しかし、そのようなことを調べてまいりますと大変な矛盾がある。これから議会でも十分議論して、間違いのない判断をしていかなければならないと思います。このことに市長はどう感じられるのか。

次に、住宅の払い下げについてであります。

7期28年前の上林町長時代からの問題で、6期前の浅羽市政のときに議会の同意を得て、今問題になっております3団地を含めた13団地の住宅の払い下げをすることを決定いたしました。しかし、その後、稲留市政になっても、この3団地だけが払い下げができなかったわけでありますけれども、これは前回の稲留議員の市長時代のときの発言から、明確に3団地は必ず払い下げをするといったことを表明しておったということが明らかになりましたし、行政からのこれまでの答弁でも稲留市政時代までは払い下げ方針であり、そのことが住民にも明確に約束されておったことは認められております。

その後を受けた平島市政が、住民に説明することなく建てかえ計画を立ててしまったわけであります。これも行政のこれまでの何回の答弁の中で、これは決定したものではありませんに、マスタープランをとりあえずつくって説明をして、住民の理解をそれから得ようとするという、そういう位置づけだという説明があります。しかし、補助金を受け取るわけでありますから、なかなかそうならないとは思いますが、行政のスタンスはそういうことであります。

上林町長、浅羽市政、稲留市政というこの長期にわたる払い下げ決定の

行政の行為をひっくり返すようなことは、私はとてもできないと思うわけであり、もしするとするならば、大変な犠牲を一般住民に与えることは当然であります。また、そうしなければその問題は解決しないでしょう。そこまで一般市民に負担をかけて、このことができるようには思いませんが、財政問題一つとっても。そして、いまだに現実的には市長が一昨年の12月に建てかえを決定したにもかかわらず——いろいろなことを考えて決定したんでありましょう。にもかかわらずいまだに解決しておらないこの現実。私は、柔軟に市長は自分の判断が誤りであったということで、この長い歴史を踏まえて基本的な考え方は、この任期中に行うべきだろうと思います。

人間は誤りを認めることほど崇高なことはありません。正しいことを主張し突っ張るよりも、自分の誤りを認めることほど私は人間の行為として崇高なものはないと考えるものであります。それは、人間は間違いを起こすものだからであります。市長の歴史的な1つの明快な判断をぜひお願いをしたいと思います。

住民の方は、20年以上も待たされたあげく、本当に命をなくしておられる方もおりますし、これからもいつ命が絶えるかわからない人がおることを考えたときに、人間としてやはり判断をしていただきたい。市長の判断がほんとにきょうまで実現されなかったわけですから、これは市長を責めるわけじゃなしに、先ほども言いましたような、やはりその人たちが安心できるような判断をしていただきたいし、それができるのは向井さんだけあります。

次に、墓地問題で質問いたしますが、墓地問題は現在でも工事にかかられておりません。いまだにあの土地はあいたままであります。先ほどもいろいろな議論がありましたが、申請の中に間違いがあれば、やはりその許可は私は無効だろうと思うわけですが、あの中に書いてある徳島県の三好町にある、行ったら活動実態のない多聞院別院が、ここでほんとに信徒のために墓地が必要だということは、もう客観的にも言えないでしょう。それは申請理由に私はいそががあったんだろうと思います。

しかも、その土地は、まだ現時点では確認しておりませんが、許可された後も随分長い間まだ他人名義でありました。恐らく今も他人名義ではないかと思いますが、その土地たるや、9億円の抵当権や大手ゼネコン大成建設や大林組などが140億円を超える根抵当仮登記というのを打たれ

ております。

そういう土地に、やはり宗教というのは人間の崇高な1つの精神に根差し、本当に政治で救えない、本当に助けを求める人の最後のとりでとして宗教があると私は理解しとるわけですが、そういうところがそういう崇高な任務を担うということで守られている権利を、私はいやしくも金もうけのためや、また地域の市民を混乱に陥れるようなことを絶対にしてはならないと思いますし、行政には一定の限界はあると思いますけれども、そこは今住民が歯を食いしばって自分でお金を出しながら、労力を出しながら反対運動を行っておるわけでありまして。

市長の、場所的にも適当でない、泉南の都市づくりからいっても好ましくないというこの願いとは合致するわけでありましてから、市長も一市民としてもこの運動にかかわり、将来の人たちに禍根を残さないような、そういう動きをぜひしていただきたいし、きょうも反対をしておられる住民の方がたくさんお見えでありますけれども、この人たちが少しでも元気の出るような市長の温かい言葉をぜひお願いをしたいわけでありまして。

次に、スタッフ管理職の問題でありますけれども、部長及び次長とか参事さんという、いわゆる部長さんクラスの方が泉南市には、若干数字が現在前後しておるかもわかりませんが、34名、課長さんや課長代理——課長代理は管理職でない行政の中では言っとるようでありますけれども——が156名。スタッフ管理職といえば特別な任務を与えられて仕事をすの方のようでありますけれども、条例上もそういう必要があるときには置くことができるという、ずっと置ける状態でない管理職であると思います。

このことにきちっとやはり市民にわかるような説明を私はしていただきたいし、まずすぐできることからお願いしたいのは、このスタッフ管理職の決裁印をすぐに私は廃止していただきたいと思うわけでありまして。やはり経費の節減もさることながら、決裁スピードが遅いというのも私は市民に大きな問題を残すと思います。市長の強いリーダーシップの中で行政は能率的な行政を進めるわけでありましてから、議会との関係では十分な時間をしての論議が必要でありますけれども、行政の中においては、一たん決定したものについては速やかに行政を執行していくということからすれば、その責任のある人をスリム化し、私はスタッフ管理職の決裁はやめるべきだと思っておりますが、その点と、今言ったスタッフ管理職の整理ですね、そ

ういうことはどのように考えるのか、お答えいただきたいと思います。

最後でございますけれども、ダイオキシンの問題で、これはほかの議員もたくさん取り上げておられます。前回といたしますか、テレビの中でもダイオキシン問題が、単に発がん性というだけではなしに、ホルモンに影響を与えるということで、大変な問題だということが言われております。そして、そのメカニズムはよくわかっていない。そして、我々の出したこの公害というような、化学物質による公害の問題は、もう既に何十年も前に出したものが今影響しておる。まさしくこれからの未来の子供たちに大きな不安を与えていくことでありましょう。私たちが今どれだけ減量化しても、それが間に合う状態でないという現実があると思います。

しかし、私たちが汚してきた、いや私たちの前の世代が汚してきたかもわかりません。しかし、それは今やらなければならないと思いますし、私は、いろんな問題がありますけれども、やはりごみを減量化していく。先ほどの私の町づくりの1つのプランの中にも、ごみをゼロにするという、そういうことも1つのテーマに入っとるわけであります。

ごみは、やはり使い方によっては燃料になりますし、大きな意味では肥料も1つの燃料であります。だから、そういうものになるものにしか素材を使わない。そのことは簡単にできることでありますし、行政がお金を使ってやることではないと思います。私たちが商品を買う場合に、やっぱり100円のものよりも同じものであれば50円のものを買うと思いますが、当然そこに処理費用ももし商品に付加することになるならば、やはりより安いものを買うときに、私はそういう害の出るような材質を含んだものは買わなくて済むんではないか。だから、当然物をつくったときにそのトータルコストをやはり商品価格にかぶせる、乗せるということを、基本的には市長の立場ではすぐはできないかもわかりません。宣言的にも泉南市長はこういう理念のもとに、泉南で売られるものについては、すべての商品にその商品が最終的に処理するコストを全部そこに乗せていただきたい。そして、市が膨大な金をかけて処理をしておる処理費用を、そういう商品や企業にやっぱり負担さすべきではないでしょうか。

ダイオキシン問題が燃焼管理などで高温で燃やせば処理ができるというようなことを言われておりますが、それは当然お金がかかり、高温にすればするほど炉の寿命を縮めるわけでありまして、今回泉南市が何をさてお

いてもやると言われておりますバグフィルターの——要するに電気集じん器と思うんですが、そういう飛灰の除去を炉をつくるぐらいの金をかけて今やろうとしておるわけでありまして。それよりも原因から断つ、もともと断つということを考えるならば、やはり市長はメッセンジャーでもありませんし、そういうことをきちっと理念的に訴えて企業にも協力を求めるべきではないでしょうか。

この問題が起こりまして、泉南市が3月の広報にダイオキシン問題でこの機会をとらえて、これを本当にチャンスとしてみんなにダイオキシンに対しての関心を持ってもらおうということを表明されて、私は大変期待しておったわけでありまして、ほとんど危機感を持つような広報にはなっておりません。1.9ピコグラムですか、1兆分の1が1ピコグラムらしいんですけれども、微量なだけに、微量でも影響があるということで重大な問題ですし、先ほど言いましたようなホルモンの影響については、もっと微量でも影響があると言われとるわけでありましてから、一部の中には微量だからそんな信用できるんかいなという話もあるわけですが、日本の検査技術というのは、私はそれほどラフではないと思います。

そういう点で、もともと汚れを断つということで、処理困難な材質についてはやはり使わないようにしていくと。これは現在の廃棄物処理法でもそういう精神になっとるわけですが、実効的な法律にはまだなっておりません。宣言的なことになっておりますので、これも地方から、青森県の知事や沖縄の知事のように、やはり地方から国の問題を指摘して、泉南市がそういう点で注目されるようにしていただきたい。

最近泉南市のいいニュースも全国版で報道されております。東京で見ました。入札者を倍にして半分抽せんするというのは、私、東京に偶然行っとして、東京であの新聞を見たわけでありまして。大変うれしかったです。また、おとといですか、東議員の質問に対して、入札後であれば予定価格を公表すると言ったのも全国版で出て、私は泉南市の市長の1つの姿勢が伝わっていると思うわけでありまして。

しかし、先ほど言いましたように、どうしてもそれは漏れるわけですから、やはり初めから下限価格も決めて、そしてそこに重なったときにはくじ引きをします。そして、公共工事はどうしても競争だけというんじゃないし、地元の育成ということがあるわけですから、万遍なく地元の業者に

仕事を回す。そして、やはり公共工事だけに頼るような業者じゃなしに、民間の仕事も7割ぐらいしていただいて、3割ぐらいを公共事業でしていただくとか、そういう政策的な方向性がやっぱり必要ではないかと、私はそのように思います。

ちょっとした意見も申し上げまして、市長の明快な答弁をよろしく願いをいたします。

議長（巴里英一君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 小山議員の御質問に順次お答えをしていきたいというふうに思います。

まず最初に、まちづくりの基本の部分でございます自然と共生のまちづくりという中で、泉南市内の海とか山とか畑とか田んぼ、こういうところからとれたものを生かすようなまちづくりをしていってはどうかということでございますが、私もそのように思っております。

どう生かしていくのかというのは、なかなか手法的に一度にいかない部分があるんですけども、若干時間をいただきますと、泉南の農業というのはこの泉州地域でも大変盛んでございまして、特に泉南市からとれる農業というのは、この泉州地区で見た場合でも里芋は第1位でありますし、フキも第1位であります。またブロッコリーが第2位、タマネギも第2位であると。レタスも第2位、キャベツが3位というように、大変活発な生産をされておられます。

また、特に最近新しい産業として定着してまいっております切り花に至りましては、泉南ブランドというのは大変有名になってきております。こういうパンフレットもありますけれども、この中でアイリスですね。これは全国シェアがこの小さなまちで6%の出荷量があると。また、フリージアにつきましても全国のシェアが2%、その他チューリップでありますとかユリ、それから洋ラン、デンドロビウムですね、こういうものが非常に盛んに行われてまいっております。

また、漁業におきましては、御承知のように一番漁獲量の多いのはアナゴでありますけれども、アナゴを筆頭にカレイでありますとかシャコでありますとかシラスですね、こういうものがたくさんとれているという結果が出ております。

したがいまして、こういう地元でとれたものをどう生かしていくか。あるいは、これを1つの産業として市内の方に味わっていただくのはもちろんでございますけども、広く泉南外の方からも御利用いただくかというのは、大きな課題であるというふうに思っております。

そこで、私どもの方はこういう地元でとれたものを味わっていただくなり何なりできるような施設といいますか、そういうものがぜひ必要だというふうに思っております。

1つは、前にも言ったかもわかりませんが、道の駅のようなものを設置をして、そこで地元のいろいろなこういう漁獲類あるいは農産物を販売するとか、あるいは今年度から実施をいたしております国定公園の堀河ダムの奥に紀泉ふれあい自然塾というのができますけれども、ここは滞在型の自然との触れ合い、体験学習の場となるような設備でありますけれども、こういうものができた場合、そこでの料理の中に今御指摘ありましたような産物をぜひ使っていただくとか、あるいはおみやげ品としてこれを販売していくとか、こういうことが可能になってくるわけありますから、そういうところにぜひこの地元の産品を並べて、そして御利用いただけるようにしていきたいというふうに思っております。

それからまた、観光の面でも金熊寺の梅林に見られますように、行政に頼ることなくみずから自分たちでまち起こしをやろうという運動も定着をしまいでございます。自分たちで大変御苦勞いただいて、周回の自然歩道とかあるいは水の供給施設とか、こういうものをつくっておられます。私も何回かお邪魔をして、いろいろな地元の方とも意見交換をさせていただいておりますけども、そういう新しい動きというものができ上がってきておりますので、できるだけそういうことを助長しながら、そして泉南市の新しい観光、あるいは地場の産品の振興につなげていけたらというふうに思っております。

それから、御指摘ありました具体的なビジョンづくりということでございますけども、先ほど来から言っておりますように、私のキャッチフレーズ——披瀝ありましたけども、自然環境を生かしたまちづくりをしていきたいと。海には海によさもありますし、里には里、山には山の自然特性があるわけありますから、そういうことを十分認識をした上でのまちづくりを今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。したがって、

この部分については、小山議員の御意見と方向は同じ方向を向いているというふうに思っております。

次に、関西国際空港の問題についての飛行経路の変更に至る経過の中で運輸省の責任ということでございますけれども、これについては私も何回も運輸省にも指摘をし、そしてその原因を追及をしてまいりましたけれども、なかなかきっちりと理論的に説明が、十分私自身納得いただけるような説明というのはなかなか出てまいっておりません。

強いて出てまいっておりますのは、当時のこういう環境アセスの予測技術には限界があって、そして机上の予測をしたということでありまして。その後、立体シミュレーションが開発をされて、三次元の立体的なシミュレーションが可能になったと。その中でやはり着陸あるいは離陸の間隔、便数、そして航路等に問題があって、どうしても限界が当初考えていたより相当早く出てきたと、こういうような説明でございました。

もう1つは、全体的な日本の航空路網の中の岡山ルートと、それから潮岬のルートですね、このルートが飽和状態になったという、この2点を挙げておられました。

運輸省は我々に対しまして、極めて率直に陳謝をされたわけでありましてけれども、陳謝は陳謝としていいんですけれども、その過程がなかなかはっきりと理論的に説明いただけなかったというのは非常に残念に思っているところでございます。ただ、そういうことばかりにこだわっておったのでは、現実に十二、三万回で限界であるということでありましてから、1本の滑走路のキャパシティとしての16万回に至らないわけでありましてから、やはりこれの解決策ということも考えていかなければいけないというふうに思っております。

運輸省の方で今回陸上飛行ルート、大津ルートと河和ルートが発表されたわけでありまして、この前第1回の実機飛行調査が行われました。私も早朝と夜間、海岸ベリに行きましてこれを目で、あるいは耳で確認をしたわけでございますけれども、泉南市の場合は滑走路のすぐ横でありますから、通常の定期便とこの特別な飛行ルートに対応した試験飛行のデータとは、そう大きな顕著な変化はなかったというふうに考えております。

ただ、陸上ルートについては貝塚から進入してということでありまして、そちらの方でも騒音測定なり観察がなされております。また、いずれ

にしても1回だけでこれを判断するという事は到底できないわけであり
ますので、再度の飛行調査をされるというふうにも聞いておりますから、
そういうデータの蓄積と、そしてその結果に基づいた専門家会議の意見を
十分配慮しながら、我々としても判断をしていかなければいけないという
ふうに考えているところでございます。

それから、市営住宅の払い下げ問題について、歴史的な経過については
もう何度もこの議会でもお話しございましたから、重複は避けたいという
ふうに思います。

最近の動きといたしましては、過去の経過認識というのは双方それぞれ
一定期間の中でできたというふうに思っております。ですから、今後はこ
れの円満解決に向けて前向きにお互いに提案をし合っていこうということ
を確認をいたしたところでございます。

その中で、私どもは1つのテーマとして、一定期間の借地契約をして、
その土地に住宅を建設して建物を分譲するという、いわゆる定期借地権つ
き住宅制度について御提示さしていただいたところでございます。ただ、
この問題についても、定借を使うと仮になっても、その中でもいろんな方
法がありますから、これについては制度上の問題も含めて大阪府の方とも
今協議をいたしているところでございます。ですから、これらについてま
た入居者の皆さんとのお話、あるいは入居者の皆さん方からの御提案なり
を十分いただきたいというふうに思います。

加えまして、払い下げを希望される方、あるいはそうでない方もおられ
るように承知をいたしておりますから、そういう皆様方の種々お考えとい
うものを率直にやはりお聞きをしなければいけないというふうに考えてお
りますから、早い時期にヒアリング調査をさせていただきたいというふう
に考えております。それは市の責任で行います。ただ、その調査項目等
については、3団地の代表者もおられることでもありますから、その方々とも
十分相談をしながら煮詰めた上で実施をしまいたいと考えております。
いずれにいたしましても、できるだけ円満に解決をしたいというのが私の
願いでもございますので、そういう方向で今後とも努力をいたしていきた
いというふうに思っております。

それから、民間墓地建設についての反対運動、大変御熱心にされている
というのは私も承知をいたしております。小山議員はその中に行政もある

一定の支援ができないかということだというふうに思いますが、御承知のように行政というのは、やはり1つの基準、あるいは法、条例、規則、その他によって行政運営をするという基本がございます。したがって、解釈の中で若干の左右のぶれといいますか、範囲というのはあるといたしましても、民間運動のように大きく法は法、しかし運動は運動ということは、やはりすべきでないというふうに思っておりますし、またでき得ないというふうに思っております。

ただ、この問題については、私自身も今回の場所については批判的な立場にありますから、それはそれで行政の長として大阪府なり国に働きかけをして、要請をしていくということは、今後も努力をしたいというふうに思いますが、根本的にはこの墓理法自身にやはり問題があるわけでありますから、議員も御承知のように、この1月8日に知事あてに現在の法の改正、あるいは制度の改善ということについて要望をいたしたところでございます。大阪府の職員も大変活発に動いていただいているというふうにお聞きをいたしておりますので、今後ともこういう働きかけは進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、ダイオキシン対策の中でごみの減量化の問題であります。ごみは集めて燃やすという従来の発想があったわけでありまして、最近ではいろんな処理の仕方が出てまいっております。本市の場合は、焼却施設ということで焼いているわけでありまして、新設炉に変えましてから相当年月も経過いたしております。当時としては電気集じん器で十分であった時代であったかというふうに思いますが、厚生省の方でも今回新しくガイドラインを示されまして、ここ5年以内に1ナノグラム以下にしなければいけないということが明示されました。

したがって、私どもも現在のある炉の改善をやはり早急にしなければいけないということで、10年度でこの改善のための調査を行います。11年度、12年度で、これは当然国庫補助をいただくという前提がありますけれども、11年度、12年度で改善をしていきたいというふうに考えております。これは既に焼却炉があるわけでありまして、その中での改善ということで、一般的に効果があると言われておりますバグフィルター等への変換ということをひとつ考えていく必要があるというふうに思います。

今後、ごみが人口の増とともにふえてくるということになった場合の処理の仕方ということについては、燃やす案、それからあるいは固形化する案、固形燃料化する案とか、最近はたくさんありますから、いろんな角度から検討をしてみたいというふうに思っております。

あわせて、減量化という中では分別収集の徹底を行っていききたいと。大阪府下でも去年の4月からペットボトル分別をやりましたのは、泉南市がやはりトップを切って阪南市とともにやっているわけにありますから、そういう意味では先駆的にこれもやっております。大分徹底をしてみました。ですから、こういう制度をやっぴり十分PRしながら、きちっと市民の皆さんの御理解のもとにやらないと、せっかくのこの減量化自身がとんざしてしまうということになりますので、ぜひ御協力をお願いしたいというふうに思います。

ダイオキシン問題は、この間もテレビでやっておりましたけども、市民の皆さん、住民というのは加害者であり被害者であると、こういうふうに言われておりました。ですから、まずみずから出す、その姿勢の中でさっき言われましたような分別をきちっとやっていただくとか、あるいは有害性のものをできるだけ使わないとか、そういうことをぜひお願いをしていきたい。一方、処理をする側は当然いろんな改善をしていかなければいけないわけがあります。

それと、環境の問題に関連しまして、泉南市としてもこういう問題に積極的に取り組むべきであるというふうに言われました。私もこの前から環境という問題はやはり21世紀の1つの大きなキーワードであるというふうに考えておりますから、早速泉南エコオフィス行動計画をつくっておりますが、4月から実施をしたいというふうに思っております。

この中で、エコライフの推進が1つと、もう1つはグリーン購入の推進ということを挙げております。これもまず身近なところから行っていくということで、まず職員といいますか、泉南市行政から行っていききたいというふうに考えておまして、その中で特に電気関係、あるいは冷暖房関係、電話関係、あるいは消耗品関係、そして会議とか、その他の時間の問題とか、あるいは車の問題、公用車の問題、こういうものも可能な限り低公害車の導入を進めるということにもいたしておりますし、またアイドリングストップ等、不必要なアイドリングは行わない、あるいは急発進、急加速

をしないというようなことも含めて、きめ細かく取り組んでいくことにいたしております。

それから、配付書類につきましてもできるだけ量を減らすということで、いろんな議事録等も含めて、部に1つというふうにいたしております。そういうことで、できるだけ使用の紙類も減らして、やはり削減をしていくということが大切だというふうに思っております。

それと、グリーン購入、グリーン調達については、先般も御質問ありましたように、エコマーク商品でありますとかグリーンマーク商品を使うと。これはエコノミー、コストだけをとらえるんじゃないで、コストも重要でございますけども、やはり今度は環境を第一に据えて購入、調達をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、廃棄物ゼロの社会を目指すというお話がございました。これはいわゆるゼロエミッションであります。これは各地域でモデル的にやられてるところもございます。先般も紹介したと思いますが、屋久島あたりもそうでございます。ですから、そういうこともいろいろ念頭に置きながら、できるだけごみそのものを出さないでうまくリサイクル、回転をしていくというような社会づくりというのが、これからのやはり大きな課題だというふうに思っております。

あるコンビニエンスストアでは、全国的にもうごみは出さないという方針を決めたところもあるわけでありますから、そういうことも含めて我々行政、一般家庭だけではなくて、そういう産業を担っていただいている方々に対しましても、今後啓発、協力をお願いをしていきたいというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） スタッフ管理職のあり方についての御質問にお答えいたします。

職階制についてでございますが、行政需要が増大し、事務事業が複雑多様化する中で、部課長の職務の範囲が拡大し、市民の皆様迅速かつ的確にこたえていくために、部課長への補佐的な役割として配置してきているのが実情でございます。実数で申しますと、部長級は参与を含めまして現在17名、それと課長級を中心といたします管理職、これは100名が実数でございます。

また、スタッフ職の配置につきましては、基本的には重点的、緊急的な特命課題に対応するために配置してきております。配置に当たりましては、組織の中で十分仕事ができる体制になっているのか、権限もない中途半端なポストになっていないかなど慎重に見きわめた上で、今後とも組織、機構の見直しとあわせて、適切かつ効率的な配置に努めていかなければならないと思っております。

御指摘のように決裁スピードが遅くなって、そのために市民サービスが低下を来さないように努めていくのは当然でございまして、そのことにつきましては、改めて周知いたしたいと思っております。

以上です。

副議長（上野健二君） 小山議員。

3番（小山広明君） 耳の底に残っとる間にちょっと言いたいんですが、細野さんね、どうするかというのが全然伝わってこないんですよ。だから、あなたはスタッフ職についてはどう言ったんかよくわかりませんが、どうなっていくのかね。僕は決裁印はもう取らなくていいんじゃないですかと具体的に提起しとるわけですから、それぐらいのことはすぐできるでしょう。当然スタッフ職というのは、そのラインである課長のもとにある、独立してないわけですからね、課長の決裁でいいんじゃないかと。次長も、次長というのは部長のもとにおるわけやから、部長の決裁でいいんじゃないか。そういうことを具体的に言うてるんだから、それはどうするのかね、してくださいよ。

それから、先ほど部長は参与も含めて17と言うけども、部長は何名で、参与は何名と。そして、その参与はどうしても要るのかどうかですね。私はやっぱりもっと——泉南市は6万2,000、堺でも大阪でもいろんな行政体ありますけども、もう少しそういう点はスリムにして簡素化した方がいいと思いますよ、決裁の面からいってもね。決裁の件でもどうかというのは、ちょっとあなたの答弁わからないですよ。だから、それはもうそういうスタッフ管理職の決裁印は、正式な書類からは省きますとか、省きませんかね。

それからもう1つ言うのは、スタッフ管理職の人数は正規のラインの人数に対してそれを超えないとか、その半分にするとか、何か縛りがなかったら、ほんとに広がりっ放しになるんじゃないですか。そこだけはっき

り答えてください。

副議長（上野健二君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 実数で申しますと、部長が12名、参与が5名ということでございます。

それと、御指摘ございましたが、決裁の事項につきましては、内容等を今後検討した上で、議員御指摘のように合理化に努めていくのが課題であると思っております。

それと、当然スタッフ職等につきましては、できるだけふやさないと、今後減らしていくという基本的な方向は、それは私どもといたしましても行政改革の中でも確認しているところでございまして、今後はできるだけ組織の見直しの中でそのスタッフ職についてもできる限り軽減していきたいと思っております。

副議長（上野健二君） 小山君。

3番（小山広明君） これは事務方の責任者というよりも、市長ね、これ姿勢の問題ですから、スタッフ管理職を減らしていく方向であるというのを、もうちょっと数字目標とか、やっぱり少なくとも市民に具体的なことがわかるような答弁してくださいよ。問題が問題ですよ、これね。

それから、今決裁印の問題もちょっともう1つよくわからないんですけどね、あるわけないでしょう、この人にもらわないかん理由が。公式な書類ですよ。課長、部長が責任を持つわけですから、何でそこにスタッフ的な管理職の決裁印を押す意味があるんですか。それは、集約は課長なり部長がしたらいいじゃないですか。それは市長、基本的なわかる答弁をきちっとしてくださいよ、政治的な判断として。行政マンはずうっとそうやってきとるからね、なかなか現状をなぶるといのは僕は難しいと思えますけども、これからの行政改革の基本スタンスとしては、管理職をスリム化していくというのは、これはやっぱりやらないといけないんじゃないですか。だから、どうやるんかということ、抽象的な答弁じゃなしに、きちっと数字目標を示すぐらいのことで、きょう示せなかったら、少なくともいつまでにその数字は示すとかね、そういう明確な答弁してください。

副議長（上野健二君） 向井市長。

市長（向井通彦君） スタッフ職につきましては、特別ないわゆる特命事項を行うということになっております。したがって、現在5名おりますが、

今後は削減する方向にいたしております。ただ、どうしても必要な部署というのもありますから、それは当然残すということになりますけども、基本的な方向としては減らしていくという方向に立っております。

それから、決裁ですけど、これはラインとスタッフの関係がありまして、ラインは当然通るわけでありまして、スタッフについてはそのスタッフ職に関連する事項については、当然押さないといけない部分があるわけでありまして、それ以外については簡素化をしていきたいというふうに考えております。

副議長（上野健二君） 小山君。

3番（小山広明君） すぐここで具体的な答弁のできない問題もあるでしょうから、その具体的な答弁はこういう形でちゃんとするとか、そういうやっぱり答弁にめり張りつけてくださいよね。でないと、善処するとか、その方向でやるというのは、全然わからんわけですから。

例えば、これは部長が今10人、僕のはちょっと前の資料と思うんですが、そう変わってないと思うんですが、部長10人に対して参与・部長級6人、次長が13人、それから参事の次長級が5人という数字が出とるわけですね、これ。あなた方はその全体像をなかなか言わないからわからないんですが、これであると部長よりも、いわゆる一般的には部長クラスというんですかね、それがやっぱり倍おるわけですね、13の19の24人。

あなた方は、管理職とか部長級というのはまたちょっと違うニュアンスを持つとるんだらうと思うけども、あなた方からもらった資料によると、そういう参事、次長級と書いてあるのがね、そこまで入れると24おるわけですわ。課長でも53人に対して、課長級8人、課長級17人——主幹の課長級ですよ。それから課長代理が27人、それから主幹の課長代理級が18人というように膨大にやっぱり多いわけですよ、課長という字がつくのがね。その辺を市民にもわかるようなやはり整理をちゃんとしていただきたい。これはちゃんと具体的に期限を切って、僕は行革の中心だと思っただけでね、ちゃんと説明をしていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

それから、町づくりについてで、小山君とは認識が一緒だと言われたんですけどね、市長、先ほど僕言ったように認識は同じですよ。地球、自然を大事にすると、これは人間すべて一緒だと思いますよ。しかし、やって

ることはね、市長、そうになってないんじゃないですかということを僕は予算の問題も含めて言ったんですけどね。

山に対する予算というのは、ほんとに微々たるものでしょう。海でもそうでしょう。あそこからほんとに展望が開けるようなものはないし、初めて今回日本で一番というのをいろいろ聞いたんで、そういうものは自信が持てることやから大いにやっていいし、その実感がやっぱり市民にもちゃんと伝わるような、そういうアピールなり位置づけが私は必要だろうと思いますし、私はそれを単に里芋を掘って泉南ブランドで売るというのもそれはもちろん大事ですけども、やっぱり食べ物はその土地で食べてうまいということが言われとるんですね。

やはりつくり方はプロだけじゃなしに、例えば私の家は余り料理が上手じゃないですけども、やっぱり料理の上手な家があるんですわ。伝統料理とかね。そういうものをもうちょっと、商品化すると言ったら語弊がありますけどね、そういうようにやはり手づくりの泉南の里芋の本当のおいしいのは泉南へ来んと食べられへんよという、それはそうですわ。そういうようなものを、さっきも市長は何かセンターをつくりたいというようなことを言ったから、これはぜひつくってもらいたいと。そういう泉南でとれたものをうまく料理をして。

僕はもっと進めて、つくることにも参加していけるような、それは泉南市民だけじゃなしに、泉南にそういう潤いを求めてくるような、そういう泉南をつくってもらいたいというのが私のイメージで、もうこれ以上は平地なり自然はつぶさない、上に上げると。僕の今までの発想からいうたらちょっとあれなんですけども、とにかく立体的に下へ掘ったり上へ掘ったりして、平面をつぶすよりは私はいんじゃないかなという1つのアイデアですから、それより市長もっと違うのがあればいいですけども、これ以上山をつぶさない、これ以上農地をつぶさない、これ以上海をつぶさないためには、やはり必要なものは上へ上げなしゃあないわけですからね、そういう発想なんですよ、私はね。

ほかの議員でも、そういうことに対していろんなイメージがあったら大いに出して議論やりましょう。やじじゃなしに堂々とやりましょう。そういうことを私言っとるわけです。

それから、陸上飛行の問題です。市長ね、よう理屈ではわからんし、い

ろいろ言いわけはしとるけども、行政というのはやっぱり強制的にお金を取って、税金という形で強制力をもって取ってやとるわけですね。そこで計画したものが、16万回飛べますよと言ったものが十二、三万回で飛べないというのは、明確な失敗です。失敗というかミスですよ、これ。過大投資しとるわけですからね。これ、泉南市がうんと言わなかったらできないでしょう、陸上飛行というのは。そしたら、向こうは全体構想はもちろんだけども、1期工事かて機能しないんですよ。このことは明確に、おろそかに地元同意を求めてくるという姿勢については、市長はやっぱり市民の立場に立ってピシッと目にわかるような責任をね。

やっぱり大蔵省でもいろんなところで接待をしたりして逮捕までされとるんですよ。それだけ公務員の行動というのは厳しいわけですから、これだけ大きなうそをついたらいいんですか。16万回やりますと言うて、これは商品で言うたら詐欺じゃないですか。それはもっともっと厳しくやらないと、地元同意なり地元の説明会なり、一体何だったんですか、あれは。そうでしょう。もうこれはそんなことばかり言うとしても仕方ないから、解決をしないかんと。だから陸上飛行を検討するんだ——そんな話じゃないでしょう。そういう基本的な姿勢を改めない限り、陸上をやったって解決しないですよ。

あの問題は、16万回飛んで採算が合うかどうかの問題なんですからね。単に陸上を飛んだら済むという問題で、あらゆることの破綻、基本的なことが崩れとるわけですからね、もうちょっとこの辺のめり張りをつけた地元自治体、泉南市の責任者として国に対してちゃんと物を言って、ちゃんとしたものがあるまではその検討はしないと言ってもいいじゃないですか。ずるずると、これは陸上飛行を前提としないでは、だれも市民はわかりませんよ、あんなもん。運輸省は陸上飛行新経路案を検証するために実機飛行をやりたいと。地元はどう言とるかといったら、実機飛行テストは陸上を前提としてないんだと。そんなもん通りますかいな。

だから、もうちょっとその辺のミスについてはきちっと——最近をよく謝りますよ、国はね。しかし、謝って本質的に直すんじゃないしに、謝ってそのまま行くというのが大きな不信になとるんですよ。ごめんなさいと、そのまま行くと。泉南市でもよく似たケースありますよ、それは。だから謝るといふことはいかに重大なことか。だから昔の役人は謝らなかったん

ですよ、ある意味でそれが怖いから。今の役人は簡単に謝って、そのまま行けるから簡単に謝るんじゃないですか。ここで1つ市長の責任を追及して、謝ったときには大変になるから、昔の職員というのはそれだけ責任感持っとるから、少々誤ったと思っても謝らなかったという弊害はありますよ。しかし、それを逆に解すならば、謝るということは大変なことだということで真剣に物事にかかわるといふ姿勢があったんじゃないですか。しかし、今の役人さんなり公務員なりは、それ僕は感じられませんね、今の陸上飛行の問題1つ感じとったら。そう思いませんか、市長。さっきの市長の答弁では僕は納得できないんですけどね。市民も納得できないと思いますよ。

副議長（上野健二君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前半の自然との共生の問題は、考え方は一緒だといふふうに思いますね。（小山広明君「それはもういいですよ」と呼ぶ）ですから、あとは手法の問題だといふふうに思いますから、これは立体的に伸ばすといふのは私と若干違いますから、それだけ申しておきます。

それから、飛行ルートの問題は、確かに私も関空協で運輸省等来たときには積極的に発言をして、疑問点をただし、また過去の経過からしておかしいものはおかしいといふことの指摘をいたしております。

ただ、当時、やはり時代は移り変わっていったって、科学技術の進歩といふのが一方であるわけでありますから、その時点時点で最善の努力をしたかどうかといふのが一番のポイントだといふふうに思います。ですから、当時はそういう三次元の立体的なシミュレーションシステムといふのがなかったといふのは、それはそうだといふふうに思います。それならば、平面上でやったとしても、その辺まで見通せなかったのかといふことを申し上げているわけでありますけども、それは運輸省はそこまではわからなかったと、非常に不明であったと、不明をわびるといふふうに申しているわけであります。

しかし、現実に空港ができ、既に飛行機が飛んでいるという中で、十二、三万回で限界であるといふことのこの問題といふのは、やっぱりこのまま放置はできない。一方でやはり解決をしていかなければいけないという問題があるわけでありますから、その中でどういう解決をするかといふことに今なっているわけですね。運輸省は陸上ルート案を出してまいりました。

私どもは、その陸上ルート案に対して、特に3点セットの原点、これは守りなさいよということを申し上げているわけでありまして、その中で実機飛行テストを行ったということでもあります。これはまだ結論の出てる話ではございませんので、これから何回かされるというふうに思いますけども、そういう結果を十分注視しながら最終的な判断をしていきたいというふうに考えております。

副議長（上野健二君） 小山君。

3番（小山広明君） 僕の聞いてないことはもう答弁せんといってくださいね。僕はその後をね、問題があって解決せないかんというのは、そらそこに行くべきじゃないということをおっしゃるんです、先にね。だから、これはわからない。市長も僕は恐らくわからんと思うんです。これ、なぜそうなったのか。海上だけでいけると言ったのが、単に予測ができなかった——僕ね、予測ができないというときにとる行為は、安全を考えたりするわけですから、むしろ逆になるんですよ。だから、いろいろ実態的な予想ができない、机上計算しかできないときには、このわからない部分というのはわからんわけですから、それは物すごく安全の方に行くんですよ。僕、それは前から言っとるんですよ。だから理由がわからないと。

だから、これはあの当時、陸上を飛ぶと言ったらとてつくることができなかつたと、あの状況の中でね。だから、そういうことも僕はあり得ると思うんですよ、人間のやることだから。大蔵省にしても銀行にしても、あれだけ我々はある意味で信頼をしておったところがあんなことやっとなるわけですからね、人間って間違いを起こすものですわ。それをまたぞろそういう言いわけ、不明をおわびするとか、何もない。このうちの議会でもそんなん通らないでしょう、ただ謝るだけだったら。まず、事実をきちっと解明した上で、その上で今後やらないということが議論なんですよ、市長。

ほんと今、地方の時代が問われとる。地方からおかしいことはおかしい。国でもきりきり舞いするような状態なんです、今。あなただけじゃないですよ。市民みんなが物言う時代になってきたときに、上が言うからそうでっかというような時代でもうないですよ。

だから、そこをやっぱり不明を、わからない——わからなかつたら安全があるんだから、16万回もそれは僕が聞いたとき言ったでしょう。滑走

路の能力だったと言ったでしょう。滑走路の能力を実際の飛ぶ数にしますか、普通。しないでしょ。能力はそうだけでも、空域とかいろんなことがあるから、能力は16万回だけでも、実際飛ぶのは10万回というのが普通じゃないですか。それは中学生でもわかりますよ、そんなん。

だから、そういうことはちゃんとやってくださいよ。物ができる、できるはみんなの合意だからいいんですよ。しかし、やはり真剣な議論のイロハはちゃんとやってください。市長、ほんとに運輸省がびっくりするような発言してください、今。当然できますよ、それは。もうちょっとこの陸上をね、海上だけでいけると言ったことが、これでは納得できないと。できないと、陸上飛行がどうかこうかという判断は一時棚上げしますと、そこで言ってくださいよ。それは言えというから言うんじゃないですよ。当然それはそうなるんじゃないですか。言えませんか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私もこの陸上飛行ルート、関西国際空港を運用した中の問題点ということについては、私なりに相当勉強もし研究もしました。その中で、今回陸上ルートを導入するというルートについては、御承知のように2つの理由があるわけですね。

1つは、従来の岡山ルートと潮岬ルートについては、これは全国エリアの話でありますから、もう飽和状態であると。これは当初予測したよりも航空需要が全国的にふえてきたということで、これは私も理解できるわけです。

もう1つは、関空に限った話といたしましては、着陸あるいは離陸したときのその管制の中でエディープイントがありますね。エディープイントが淡路島のいわゆる紀淡海峡の付近に当初設定をしておったわけですね。そうしますと、着陸までの距離が相当長いわけにありますから、そこにタイムロスがあるというのもわかりますね。ですから、そういうことを改善するという。今回は明石海峡付近にそれを持ってくるということでもありますから、それを持ってくるに対しては管制制度の精度の向上とか、いろいろあるわけにありますからね、（小山広明君「聞いとることにちゃんと答えて。言うか言わんか聞いとるだけですから、言わないんなら言わないでいいじゃないですか」と呼ぶ）そういうことがあって今回のルート案が出てきたわけにあります。

ですから、私は過去のそういう運輸省の態度については、非常に大きな疑問と、それから不信感は持っておりますけれども、しかしながらこの問題は解決をしていかなければならない。ましてや全体構想を推進するということからすれば、ぜひともこの飛行ルートの問題は解決をしなければいけない課題だというふうに考えておりますから、今後その解決に向けて努力をするという立場でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 私は、今の混乱した問題になってることを解決するという議論は全然してないんです。それをするまでに、予測が甘いということのも中身を言って、そういうことにならないでしょうと、予測が甘い場合には全部やっぱり。それは、もし地元がこれ認めなかったら2期もできないし、12万回もふえませんよ。それは事実でしょう。そういうイニシアチブをあなた持っとるんじゃないですか。国はその点では地元次第になっとるんでしょう。しかし、現実に1兆4,800億の予算を投じたんですわ。むだな施設をつくったのは事実じゃないですか。このことで運輸大臣の首ぐらい取るぐらいのことでなかったら、次進んだらだめですよ。それを言っとるんですよ。これだけ言っても、言うつもりないんでしょうからね。次の解決を運輸省と一緒にやるんでしょう、あなたもね。やってください、それは。そんなことでは通りませんよ。

それからもう1つ、工場騒音が深夜45デシベルというのはわかってますね、これ。僕がさっき言った。それは法律ですからね。何でこれ、この間58デシベル、その13分後に飛んだ一般機より、一番重い飛行機でやったはずが7デシベル低いんですね。この差はどれだけありますかといったら、1デシベルしかないと言ったんですよ。1デシベルしかね。満タンの重量積んだんと今回のテスト機の差は何ぼかと。燃料いっぱい積んだら足が折れるから燃料は少ないんだと、その差は何ぼかといったら1デシベルでしょう。しかし、現実に一般の普通の飛行機が65デシベル。私たちがやかましいときは電話してますから、一番多いのは、彼らが言った答えは71デシベルですわ。りんくうタウンのところですね。これ、68と70といったら大変な差ですよ、さっき言ったようなことで。そういうことを十分に市民に知らして、市民はそら24時間その騒音の中におるわけですから、現在でもすごくやかましいですよ。

遠藤助役と偶然和泉砂川の駅で私ばったり会いましたけども、「えらい大きい音ですね、助役」と言ったら、「へえ、これ何ですか」と言うから、「これ飛行機の音ですよ」と言ったんですよ。それぐらい大きいんですよ、やっぱり。だからこれがね、私は前に言いましたけども、子供さん、乳幼児、またおなかの中にある子供さんへの影響、それからお年寄り、私も大体55で年とってきたから、ちょっとしたことで物すごいびっくりすることがあるんですよ。これ、若いときなかったんやけどね。ちょっとした音にハッとする。これ、やっぱり年とってくるとちょっと感覚変わってくるんですね。

だから、やはりお年寄りなり赤ちゃんなりの音に関する感じ方は違いますよ。それが24時間これからどんどん、今は十二、三万回ですけども、16万回、26万回になってきたときに、泉南市がどうなるかですわ。だから、我々はより静かなところに住みたいという当たり前の願望を、私は運輸省が間違っただことを幸いとして、泉南市がうんと言わなかったら、これ以上の騒音はないわけですから、私はそういう判断をするべきと思うんですが、その工場騒音との関係性の中で、市長は市民にどのような具体的な説明をされようとしとるのか。どうですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 航空機騒音と工場騒音、あるいは道路騒音等、基準が違うわけでありますから、W E C P N L 70デシベル以下というのが1つの基準でありますから、それが1つの目安になるというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） だから、市民の皆さんもきょう傍聴しとるからよくおわかりですが、それは不親切な答弁ですよ。45ホン、これ今度の専門家会議の委員である安藤さんの書いた本ですわ。一番最後にこの方が航空機騒音に触れとるんですが、「騒音によって睡眠が妨害される。実験的に脳波などからの睡眠の深さを調べて行った結果では、騒音レベルが40デシベル以上で影響が出てくると言われている」と。だから、45デシベルというのは根拠があるんですよ。しかも、工場騒音はずっと聞こえる。航空機騒音はずっと聞こえない。しかし、私が先ほど言ったように65デシベルで1,600回ですよ。68になったら800に落ちるんですよ。これ、

45に直したら万になりますよ。これがピンポイントの音と言えますか。

あなたは空港によっていろいろなものを、また自慢するものもあると思いますが、永久に泉南市民が航空騒音の中にさらされると。しかも、それは陸上を飛ばないと言ってつくった飛行機がですよ、そのときの市長の判断で陸上を飛ばすことになって、乳幼児から大人までが避けることのできない騒音の中にさらされると。その判断を今しなければならぬ、僕はそういうことにあるということをご指摘しておきます。

では、次に住宅の払い下げ問題ですが、私、稲留氏がここで初めて質問されたことで、改めて読んで感動しとるんですけどね、ほんとに人間というのは時々人間に返ることがあるということをご証明することが1つあると思うんですが、やはり市長という立場ではなしに、人間という立場であらゆる人が考えること、その振れの中で私は人間は生きるべきじゃないか。もちろん市長という絶対権力者の立場、多くの職員を抱えておる長にある立場ということもあるけども、やっぱり人間としての立場が基本ですからね。

そういう点で、この住宅の皆さんに住宅問題について聞きたいということをお言われまして、会合に参加したと。この問題が眠っている私を起こしてくれました。泉南市のことはよく知っていると。私がかかわって果たせなかったこの住宅問題について言及したいということで、こういう人は僕はそう多くおるとお思いわないですよ。やはり市長をやめても市長で生きる人は、僕はおるとお思いますよ。あれは市長のときだからと言って人間を出さずにね。しかし、やはり人間は戻るところは人間じゃないでしょうか。市長でも、ずっと市長をやっとるわけじゃないですからね。そして、やはり市長という肩書でやったことについて、できなかったことを住民の前におわびするという、さっきから言う誤りを認めるということはやっぱり大変なんです。そして、明確に稲留氏が今でも、私が市長という立場で払い下げをしますと、二重地番が整理するまでお待ちくださいと明言しとるわけですよ、これ。何の責任が住民にあります、これ。

あなたは、なぜ稲留氏はできなかったことを言わないんですかというような、いわゆる個人的な責任のなすり合いみたいにしてましたわね。しかし、あなたは歴代のこのまちの長という今先端にあるんですよ。すべての、上林さんから、浅羽さんから、稲留さんから、平島さんからの全部の責任

を、1つの人格ですわ。命ですわ。上林さんを生まれたときの子供とするならば、小学校時代は稲留さんでしょう。青年期は平島さんでしょう。その1つの人格じゃないですか。

その青年、二十のときに言ってきた約束を、わしはもう50になったんやから知らんと。それは言えへんでしょう、普通。あなたしか責任とることができないんですよ、この問題は。そして、70世帯の方がどういう気持ちでおると、あなたはいつも考えていらっしゃると思うけど。そして、あなたは先ほどどう言ったんですか。払い下げをしてほしくない人もおるかもわからんみたいなニュアンスの話してましたね。しかし、あれから何年たつとるんですか、この話は。そら気持ちは揺れてますよ。人間は現実には生きなあかのやからね。理念ばかり言うとなんか生きていかれへんのやから。しかし、基本は払い下げるといふ歴代がやった市長の約束は守りますと、その基本に立ってこの問題は解決していきますと。その中であなたが、いや建てかえしてもろてもいいですよという人がおったら、それはいいじゃないですか。しかし、そこの整理はちゃんとしてやらないといかんじゃないですか。どうですか。

〔小山広明君「真剣な議論しましょうや」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私はいつも真剣にこの問題を考えておまして、これ以外でも幾つかの、前にも言いましたネガティブな遺産というものは引き継いでいるわけですね。（小山広明君「日本語で言うてください。ネガティブなんてわからんです」と呼ぶ）負の遺産、マイナスの遺産を引き継いでいるわけですね。それらは、済生会もありましょうけども、幾つかありましたが、ほとんど解決に向けて来ております。

あと、この問題ですね。これも歴史的に見れば非常に長い歴史があるというのは、私も十分認識をしてるわけですから、何とか円満に解決をしたいという願いをしております。そのスタンスで今もお話をしてるわけですから、建てかえをしますというような基本原則はありますけども、何も強行してということをお願いするわけではありませんで、できるだけ円満にいい方法がないかということで今協議をしておりますからね。具体的に提案もしておるわけですよ。何もやってないわけではありませんで。ですから、それは長い何十年の歴史をこの一、二年で解決しろという話につい

ては、やはりそう簡単にいかない部分がありますから、それは御理解いただきたいと思いますが、私の姿勢としてはそういう形でやっておりますから。

今回ヒアリングさせていただくというのもその一環で、それはいろんなお考えがある。私も直接耳にしておりますから、そういう入居者の方が本当に自分はどういうふうにしたいのか、あるいはどういうことを願っておるのかというのは、やはり的確に把握をしないといけないというふうに思いますから、それをやるということにいたしております。ですから、今入居者の方々とは方向性は同じ方向を向いております。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 住民は、家賃の値上げがあった後、供託をして、これは払う意思があるということを法的に担保されるためにやっておると。これは市長も御存じと思うんですね。しかし、そういう中でまだ家賃払っていないやないかというんで、法的手段をとるといふ文書を送っておられると。

この供託に至った経緯も市長も御存じと思うんですが、これはリンクしないということ責任を持つという文書を書いてくれれば払いましょうという話があったんだけど、責任を持つということは書けないということの中で住民はそういう決定をしたと。さあ、あした供託しようかなと思ったら、何か責任をとるに近い文書が来たということだけでも、住民もある意味の組織ですからね、ころころ変わられへんわけですから、そのままひとつ踏み切ってるということなんですね、状況的には。

だから、そういうことも踏まえて、市長は円満ということですから、そういう法的手段、市長は1つのルール、制度にのっとって送ったぐらいにしか思ってないかもわかりませんが、住民はやっぱり法的手段という言葉の響きを——一人一人受け方は違うと思います。しかし、それはやっぱり配慮してほしいと思いますね。ここでもそういう人たちに安心できるような言葉で言うていただくんであれば、僕はそれにこしたことはないと思うんですが、私はやっぱりいろんな考え方がある前に、さっき言うように基本的には約束を守りますと、その中で希望には沿いますというのがいいんじゃないか。それが市長が言う任期中に何とかしたいというね……。

具体的なことは、僕は何ともならんと思いますけども、長いからね。しかし、基本スタンスは一時マスタープラン、建てかえという1つの行政の

意思決定を保留しとるわけですから、それをもう一步踏み込んで約束を努力しますと、どうなるかわからんけども、住民と一緒に。住民のことを理解できるのは一番住民に近い市長ですからね。大阪府なり国は理解しようないですよ。向こうは、国でいうたら一切そういう事実行為はないわけですからね、国レベルからいえば。

稲留さんの話でそういう問題があって、建設省に行って説明をしたと。局長通達がありましたから建設省に行きまして、2人の元市長が約束した。議会も一たんは払い下げを通して、そして継続している問題だ。それが局長通達で、それはほごにすることはできない。このように申し入れたら、あと1回だけ払い下げを認められているというふうに私は答弁しておるといように記憶していると、こう答弁しとるんですね。これは稲留さんなりに責任持って本会議場で発言したことですからね。やっぱりその事実は、稲留さん時代まではそれがあって当然のことですからね。そういうことを踏まえて市長は、今何やかんや言っても頼む人は市長しかおらないわけですから、法的にも決断できるわけですから、その決断を任期中にやっていただけないですかということですね。さっきの供託の問題と、それはもう任期中にやってくださいというのは、さっきから答弁聞いて出てこないから、それは切にお願いをしときますわ。

それから、供託の問題についても、今言ったように、私そういう気持ちなんで、ぜひお酌み取りいただきたいと思います。

それから、墓地問題ですね。市長、これ先ほども言いましたように、市町村がやる場合には墓地は一般分譲できるわけですね。しかし、宗教法人が特別に認められとるのは、宗教法人がみずからの檀家用につくることは、それは否定できないから、お墓と宗教法人というのはある意味でつながってますからね。しかし、今回の場合は、申請もそうなるとるんですが、実際違うでしょう。それやったら当然かかっていますよ。檀家が強く求めてつくってくれと言って申請しとるんやからね。しかし、さっき言ったように土地はああいう状況ですわ。

そして、僕は1月に厚生省にも行きましたよね。そしたら若い担当――墓地問題というのは1人か2人でやるとるんです、全国のを。びっくりしましたけどね。その方が、その申請のときにまず他人名義でこれだけの抵当が入るとると言ったら、それは普通永続性の面からも抜かないとおかし

いすわなと即座に言われましたわ。大阪府も工事完成までに抜かすと言うとるんですよ。しかし、何で申請の段階で抜く指導ができないんかと言ったら、それはやっておりませんと言うんですね。しかし、普通常識で抜けるお金やったらいいんですよ。抜けないでしょう、普通こんな話が。それは勝手といえば勝手ですけどね。だからやっぱり申請に明らかに僕は瑕疵があったし、そういう点でやっぱり行政でやれる範囲、許可されたけども、もうちょっと許可内容が本当かどうか調べなさいとか、それは言えるんじゃないですか、行政の中でも。

そのことはぜひ努力をしていただきたいし、これからの政治家、市長というのはオールマイティーと思いますよ。大田知事の問題もあるしね、今度の木村さんという青森の知事かて、僕は住民と一緒に先頭に立つと思いますよ。かつては浅羽さんもここで期成同盟の先頭に立ったんですよ。何もあのおとき全部が空港に反対しとったわけじゃないわね。しかし、やはり期成同盟の会長をして運動に立って、市を守るために頑張ったんじゃないですか。政治家ですから、あなたは。僕らも一緒ですけどね。だから、僕かて反対運動を一緒にやりますよ。だから、あなたもやっぱり市のためになることは、まちに出て、やはりプラカードを持って歩いたってだれも怒らないですよ。そういう市長がこれから必要なんじゃないですか。行政マンの域を出てくださいよ。そういう点で住民は一生懸命頑張るとるし、このまま強行されてくれば要らぬトラブルも起こると思うしね。

先ほど僕はちょっと聞き捨てならない発言を聞いたんだけど、墓地に賛成する人もおられますしという発言してましたね。墓地に地域で賛成する人もおられてという発言したでしょう。本当ですか、これ。確認してますか。僕は判押した人にも確認したんですよ。私も反対だと。しかし、反対してもつくられるから判押しただけやと。何ぼ反対してもつくられるという説明を聞いたから、どうせつくられるんやったら反対ばかりしておったら何も協力がないからという発言は聞いてますよ。賛成というような人は、僕は1回もだれも聞いてませんよ。公式にあるんですか。それはその人の名誉のためにも、どこで、だれが賛成しとるのか、ピシッと言うてくださいよ。最後ですから再質問できんようにちゃんとしてくださいね。

議長（巴里英一君） もう時間がありませんので。1分です。向井市長。

市長（向井通彦君） 家賃と建てかえという問題は、私どもはリンクさせま

せんということを本議会でもはっきり申し上げておりますし、そういうスタンスであります。ですけども、だからといって家賃を滞納するというのは、これはやはり許されるべきことではございません。当然払っていただかなければいけません。

それから、墓地の問題ですけども、これは同意をいただいているという意味で申し上げたわけでありまして。

議長（巴里英一君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

3時まで休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後3時03分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、25番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

25番（北出寧啓君） それでは、北出寧啓、一般質問を始めたいと思います。

今、その前に干潟の保全が盛んに議員の方から言われて、まことにありがたく思っております。毎月第4土曜日の午前9時から干潟の清掃を行っておりますので、よろしかったらまた皆様の御賛同よろしく願います。

それでは、行財政改革から質問に入りたいと思います。

旧来の日本は、土木工事を軸に高度成長を遂げてきた歴史があります。現在のような財政危機の時代、とりわけ本市のように赤字再建団体にもなるという事態に直面している自治体が、第一に考えなければならないことは、とりもなおさず新規事業の中止であるというふうに考えます。この点について、行政当局はどのように考え、どのような変更を行っているのか、お示し願いたいと思います。

第2に、人件費の占める割合が全国及び府下でワーストを記録し始めてからも、一定の努力は確かにあるとはいえ、大抵が副次的な改革にとどまり、大幅な削減、つまり自主退職等によるだぶついたポスト型の職員体制のピラミッド型への転換が全くできておりません。公務員にしても必ずしも終身雇用制が絶対であるわけではなく、それぞれの生涯を考えた50歳での職業転換なり、つまり自主退職も考えられないことではありません。数年前にも申し上げましたが、この際退職金を上乗せした退職制度を制定

し、退職者を募り、新陳代謝を行うことが不可欠であると思いますが、改めてこの点について質問させていただきたいと思います。

さて、市民の政治離れは、同時に行政離れでもあります。市当局がかかわっている各種団体の民間採用者、嘱託やアルバイトの在任期間が余りにも長いのはどういうことなのか。特定の権力者に頼って既得権を維持するという構図が改められる気配はありません。例えば、我々議員にしても、支持者から採用を頼まれたら、よほどの政治信条がない限り断りにくいということがあります。したがって、採用の不透明性をなくすために、嘱託については公務員採用試験と同じような採用試験を、アルバイトについては各部の採用委員会などを構成し、そのようにして採用を決定すべきであると思いますが、いかがでしょうか。長期にわたる採用は、嘱託、アルバイトの性格からして、不正であると考えられないことはありません。さらに、現在関係する部署及び館で、各嘱託やアルバイトがそれについてどれほどの専門知を持っているのか、明らかにしていただきたい。

私は、向井市長の市政にかかわる誠実な姿勢、考えられる限りでのさまざまな領域での改革、施策の執行、そうしたことは高く評価させていただきますが、しかし休憩時の消灯とか、行政改革が末端的なことに終始し、人件費の大幅削減などについては全く手つかずであるということの現状に対して、改めて第2期を考える市長として、人件費の削減を含めた行政改革の断行をしていただけるように望むものであります。

例えば、私がかねがね指摘してきた保育所の所長、主任、フリーの4人制、総額1億円にも及ぶこのような給与体系が、市民の目から見て現在維持され得るものなのかどうなのか、改めてお尋ねしたいと思います。

それから、最高裁判決を見た窓口業務の手当の違憲性について、1年前に指摘してからもう1年が経過しております。この点についても新たな対応は全く見られません。職員の特別手当等に関してどのように今整理されているのか、お示し願いたい。

環境問題については、ダイオキシンについてさまざまな議員の方々から細かい数値は出されているので、一貫して指摘していることですが、10年余りにわたる焼却場周辺の野焼きにおいて発生したであろうダイオキシンの土中残留量に関して、いまだに私は報告を受けておりません。恐らく法外な数値が観測されると思いますけれども、それについても既に

指摘してから2年余りが経過しておりまして、誠意ある回答を求めたいと思います。

地球温暖化に関して、二酸化炭素の排出規制が一定決定されましたが、市長自身も21世紀は環境、福祉、人権として、まず第一に環境の世紀であると考えていらっしゃると思いますが、市長の発言が単に基本構想の提示ではなく、それは常に個々の具体的な施策の保証をもってあるわけであり、それに関して市長の施策を明らかにしていただきたい。

また、去年私が提言させていただき、200名に及ぶ市民の参加を得て環境フォーラムが成功裏に閉幕いたしました。今後とも環境保全にかかわって環境保全施策の具体的な展開を積極的にしていただきたいと思いますが、その点についてお聞きいたします。

昨年度は、干潟を守る会や泉南自然愛好会や野鳥の会などが共同主催で毎月1回環境講座を持っておりましたが、公的援助もなく、各会員が自腹を切って講師料を払うという事態に直面し、今後の講座の継続が難しくなっております。例えば、こういう市民環境講座などを積極的に推進していただきたいと思いますが、その点についてお聞きいたします。

自然保護について、昨年第1回定例会議で私は男里川干潟にオガワコマドリ、クロツラヘラサギ、シノリガモといった希少種の到来を報告いたしました。ことしもオガワコマドリが恒例のように1匹で飛来しております。男里川干潟に飛来することは、それを通じて男里川干潟の保全につながる面と、単なる興味で追っかけに終わる、つまり自然保護などとは無関係なところでのきらびやかな演出にすぎない面とがあります。事実、オガワコマドリの観察者は、えづけを行い、あらわれるのを待つといったことが常態で行われており、その大半はその後大阪城に行きます。

したがって、我々男里川干潟の保全運動をしている者にとっては、とりわけ箱庭のような男里川干潟を観察する人間の便宜性は、最低基準でしか考えてはおりません。例えば、私たちは干潟の清掃の後では清掃組合のトイレを使うということにしております。自然保護を徹底するということは、あくまで野鳥やハクセンシオマネキや、あるいは海浜植物の生命の維持を優先しているわけであり、人間行為にかかわる、とりわけ追っかけのような観察者に対しては、さして考慮をする必要はないと考えております。

いずれにせよ、ことしの1月、若者のいたずらに驚き山口県を飛び去っ

たモモイロペリカンのカッタ君が男里川に飛来し、今新潟県にあります。また、東南アジアに生息するムジセッカが、昨年暮れには本州では初めて男里川で確認されました。この鳥はウグイスのような鳥で、人目を引きません。したがって、オガワコマドリと同じところにいるのにカメラマンの撮影の対象にはなっていないということが、また1つの現実でもあります。

さて、瀬戸内海法を援用し、何度にもわたって質疑応答を繰り返す中、市長の理解と協力を得て、北高南低の中、ほとんど産業ゾーンしかなかったりんくうタウンを緑と運動とレクリエーションの楽園にすることができたことは1つの成果だと思えますが、ただ構想し、市の都市計画の一部となった野鳥園については、何だかんだの言いわけばかりで、何の進展もいまだ見られません。一体積極的に推進する気があるのかどうか、現状はどうなってるのか、お示し願いたい。

野鳥園は、名称こそは野鳥園になっているが、実質は既に都市計画にも記載されているように、ビオトープ構想に基づいた自然復元公園でもあります。つまり、その構想は干潟の保全を理論と行動の中でとらえる過程で、市民の発案として、関西空港に飛行機が飛ぶなら、真水の海への放流を避ける観点からも、下水道処理水を貯水する池と放流のための川を布設し、トンボを飛ばそうという案が浮上してきたのであります。今、紀泉ふれあい自然塾の中にもビオトープ構想が示されていますが、当初野鳥園に関して市の雨水幹線埋設工事の遅滞によるとの説明ではありましたが、現在に及んでは府に予算がないからできないというふうな釈明にすり変わっております。この点について説明をお願いいたします。

なるほど野鳥園は府の予算で行われるものでありますが、基本案の策定などについては、市の都市計画の中にある限り、市の対案を示すべきであろうと思います。府、市、市民という形での策定委員会の設置を求めるものでありますが、その見解を求めたいと思います。

また、ため池や里山の政策転換について、前回の質問では検討中であるとの答弁がありましたが、何らかの進展が見られたのか、お示し願いたい。

私もその一員である泉南自然愛好会は、環境庁に協力しながら、地道に泉南の自然の観察調査を行ってきております。これまでも泉南市におけるセミやタンポポやホタルの分布調査を行ってきました。昨年、私たちの調査でヒメボタルの南限が和泉市が通説であったのが、由緒ある男神社と

平野台がヒメボタルの有数の生息地であることが確認されました。また、数年前、天神の森が和生タンポポの数少ない生息地であることを確認いたしました。その中央に本市の職員が無造作に案内板を設置しました。つまり、泉南市の簡単な植物分布及び重要性すら認識できていないということが行政当局の現状であります。

私たちの平成7年の調査要請に対して、当時の市民生活部長は、今後の対応を考えると明言しておられます。21世紀が環境の時代であるとの市長の表明もありますが、本市の動植物の基本調査すらなされていないことの現実に、一般予算の0.数%の調査費を計上することをしないで、環境の世紀と言うには余りにも実態がないと断ぜざるを得ません。ぜひ環境、市民を1つの主題とする聡明な市長に調査費の計上をお願いするものであります。

私たちは、男里川干潟の会を結成し、毎月第4土曜日に干潟の清掃を雨の日も雪の日も行い、はや数年が経過いたしました。同時に、諫早湾を初め全国の湿地、干潟を守る市民団体あるいは野鳥の会、あるいは京都、大阪、和歌山の各大学研究機関との連携も深め、我々の男里川干潟の保全運動も全国ネットを構築し始めております。しかし、行政機関はいささか立ちおけているのではないのでしょうか。

私は、平成8年の第1回及び第2回の定例議会で、大阪府自然環境保全条例第9条の「その区域における自然環境が、その区域の自然的・社会的諸条件から見て当該自然環境を保全することが特に必要なものを大阪府自然環境保全地域として指定できる」を引用して、男里川河口干潟の自然環境保全地域指定を市に要請してから、はや2年が経過しようとしております。その当時、中谷部長は、地域指定については指定要件を満たすかどうか、そこが河川、港湾区域なので、河川管理者等との協議、また阪南市との協議が必要であるとし、今後府の関係課との調整をすると答弁されておりました。市長もその辺の調査研究をさせたいと言われております。この2年の歳月の重さをしかと受けとめて、明快な答弁をお願いいたします。

また、全体構想の実施に当たり、本市の山からの土取りがほぼ決定されてきました。また、本市の山間部が国定公園に指定され、今30億円もの投資によってふれあい自然塾が建設されようとしております。とりわけ堀河ダム周辺においては、ホタルやオオサンショウウオの生息地になってお

ります。この地域の生物種については、当然当局は全く知りません。もとより市域に関することは市が自然調査を行うべきであります。言いかえれば、この地域についての環境アセスをどうするのかという問題であります。事業決定後の事業アセスではなく、計画段階での環境影響の予測と評価並びに対策を講じるべきであります。行政当局はどのように対応されているのか、あるいは今後どのように対応していこうと考えていらっしゃるのか、お示し願います。とりわけこれは本市の自然保護にとって重要な問題であり、責任ある答弁をお願いしたいと思います。

さて、市民参加型政治について、本市は新旧の住民が混在する1つの田園都市であります。とりわけサラリーマン世帯の意見の発露の機会をどのようにするのか。第1にその制度化と、第2にどのように討論が起こせるかということについて、今後検討を始めなければならない段階に来ていると思っておりますが、この点について考えをお示し願います。

補足すれば、各種団体の委員を持ち回りの名誉職で固め、イエスマンをそろえるといったようなあり方、また我々の委員会でもそうであるように、会合が始まる段階で資料を配付し、当局の説明に終始し、質疑応答が起こりにくい状況が恒常的にあるといったあり方を今後も改めないのか、そういったことについて答弁をお願いいたします。

そして、最大の問題は、市当局の行政執行に関する情報公開の問題であります。この問題については、議会も市民に開かれた議会を行うためには不可欠のことだと思っておりますが、まず市当局があらゆる情報を選挙民を初めとした市民に提供することです。これについては、2年前に条例の設置を進言させていただきました。この点については、今年度情報公開条例を制定すること、議会も後に続かなければならないと思っておりますが、その主要点について説明をお願いいたします。

近年、体協や青少年指導員会のそれぞれ会長、副会長が亡くなられました。それぞれ老齢化や病が原因であります。その人たちの功労は大でありましょうが、そこまで同じ人間が変わらずにいるという市行政にかかわる諸団体の動脈硬化的体質が問題であります。たとえそこで同じ人間がいかに一生懸命に善意をもって任務を遂行しようとも、惰性態に陥ることは避けられません。もとより新しい血が流入せず、開かれた市民参加型政治に大きな障害となっております。岡田公民館や雄信公民館もいまだ区長が管

理者となっており、一定の報酬を得ております。区長は住民自治の代表者ではありますが、決して地域文化の振興の旗振り役ではありません。旧来の慣習の中で仕方のない面もあるとは思いますが、今後の社会教育にかかわって教育委員会の考え方をお示し願いたいと思います。また、公民館にかかわる嘱託等の継続就業年数を明らかにしていただきたい。

また、青少年指導員会にあっても、単なる管理や監視を行うなら年齢は問題ではありませんでしょうが、現在のように小・中学校が死に体となり、何ら子供たちの殺傷事件にも有効に関与できないでいる現状にあって、あえて言えば20代、少なくとも30代がこぞって地域社会の役員、例えば生活指導委員会等との密接な連関において青少年の指導に当たることが、今まさに求められていると思います。いろんな考え方はあると、そしてまたいろんな条件があると思いますが、あえて教育委員会の現状を打開するという意味においての教育委員会のお考えをお示し願いたいと思います。

さて、文部省の指示では、パソコンは中学校では1人に1台、小学校では2人に1台となっておりますが、現在の台数と本体の機能、例えばCPUやハードディスクやメモリーなどの大きさは、現行のパソコンがどのようなものか。とりわけコンピューター業界の激しい技術革新の中で、昨年度のCPUの最高水準をほぼ二、三百メガヘルツとすれば、ことしの暮れには400から500メガヘルツにもなると言われております。このハードの急激な進化に対応した施策はどうなるのか。台数の問題も含めて、所見を示されたい。また、現状の小・中学校のコンピューター教育に当たった問題点を明らかにしていただきたい。

さて、本市は10年にわたって古代文化のシンポジウムを行ってまいりました。それは日本的規模で名をはせたと言っても過言ではないと思います。にもかかわらず来年度予算では切り捨てられております。それにかかわる施策と予算について、行政当局の考え方を示していただきたい。

また、山田家の文化財に関して、市長も保護を約束されたとお聞きいたしておりますが、本市は府下に先駆けて文化財保護条例を昭和46年に制定しております。にもかかわらずその条例の運用がなされていないとは、いろんな議員からも指摘されていることでもあります。現在、山田家の貴重な文化財が徐々に散逸されていっているとお聞きいたします。もはやこれは市長の政治的判断にかかわることであると思います。市長の御見解をお

示し願いたいと思います。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（巴里英一君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 北出議員の御質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず第1に、本市の財政状況を踏まえまして、新規事業の中止を行うべきではないかという御提案でございます。御承知のように本市の財政状況は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率がここ数年間100%を超えるという非常に厳しい状況でございます。このような中で編成いたしました平成10年度の当初予算は、人件費などの義務的経費や物件費などの経常的経費を中心とした骨格予算といたしております。

したがって、事業費等の投資的経費につきましては、今後補正予算で対応することとなりますが、現在の危機的な財政状況から脱却し、健全な財政基盤の確立を図っていくためには、先般策定をいたしました行財政改革大綱並びに同実施計画に基づきまして、事務事業等の見直しを行う中で、投資効果や緊急性等も勘案しながら事業に優先度をつけて、投資的事業の計画的な遂行を図ってまいりたいと考えております。

したがって、新規事業をすべて中止するという事にはならないかというふうに思いますが、その必要性あるいは緊急性、妥当性、これらについては十分事前に調査をした中で、予算化するべきものはする、先送りするものはする、中止するものは中止するという方針でやってまいりたいと考えているところでございます。

次に、環境の問題で、全般的なことで御答弁申し上げたいというふうに思います。

私も21世紀は環境の時代であるというふうに考えております。その中で、幾つか以前から御提案なりあるいは御要望をいただいていることがございます。それは、1つ泉南市の中にありますいろんな自然植物、その他の調査をしてはどうかという御提案でございます。私もその必要性については御答弁を申し上げているところでございます。

今年度は、先ほど申し上げましたように骨格予算ということにいたしておりますので、当初予算には計上をいたしておりませんが、御指摘

ありましたような調査といいますか、泉南市の実情を把握するということは極めて大切だというふうに思っておりますので、今後その補正も含めて新しい予算を組んでいくわけでありますから、そのときに配慮できるようにいたしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、あわせて、昨年は環境フォーラム、北出議員も大変お力添えをいただいたわけですが、大変盛況に開催をされまして、私も途中まででございますけども、出席をさせていただいたところでございます。今後、市民環境講座のようなものを設置してはいかがかということでございますけども、やはり市民の多くの方々に社会教育の一環としても、また環境教育の一環としても、こういうものは必要だというふうに思っておりますので、新しくこういう講座の制定に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、最後に文化財の保護という中での山田家の保存の問題でございますけども、この問題につきましては、本市においては過年度、山田家の御好意によりまして調査をさせていただいております。もちろんその成果もでき上がっているわけであります。今後、この保存ということについては、私もぜひ必要だというふうに考えておりまして、教育委員会の方にもその旨を命じているところでございます。

御承知のように文化財保護条例が制定されておりまして、その中で文化財保護委員、こういう方々を委嘱して、そして山田家の問題についても議論をいただくという中で、位置づけを明確にしていきたいというふうに考えておりますので、その速度を早めるようにいたしております。いろんな方から私も早くしろという御意見をちょうだいをいたしておりますので、既に教育委員会にもその辺の趣旨は伝えておりますので、今後できるだけ早く結論が出せますように精励をしていきたいというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 北出議員の行財政問題を中心といたします御質問についてお答えいたします。

職員の新陳代謝を図るという意味での50歳以上の退職等についての勧奨でございますが、この件につきましては、本市におきましては平成3年度から国に準じまして定年前の早期退職制度を導入いたしまして、退職者

の勧奨を行ってきてございます。平成5年度から平成9年度までに20名がこの制度を利用してきてございまして、今後も引き続きこの制度の利用促進を図り、退職者を募ってまいりたいと考えております。

それと、嘱託職員とアルバイトの雇用問題でございしますが、嘱託職員の雇用につきましては、これまで基本的には選考による方法によりまして採用を行ってきてございますが、職種によりましては競争試験になじむものもございしますので、現在その競争試験制度導入に向けまして検討を行っているところでございます。

また、アルバイト職員の雇用についてでございますが、雇用を希望する方から人事課の方へあらかじめ履歴書を提出いただき、登録制をとってございます。その後、担当課からアルバイト雇用の申し出があれば、順次選考の上、採用しているのが現状でございます。

雇用期間の長期化の問題等もございまして、各課の仕事の内容によっては、短期間で交代されると支障を来す場合もあるというような声もございまして、今後はこの点につきましては担当課と十分協議しながら、明確化に向けまして作業を進めてまいりたいと思っております。

また、すべての嘱託が専門性を特別有しているわけではなくて、その職務が臨時の職でなく、本来は正職をもって充てなければならないところもございまして、やむなく経費節減のために嘱託を充てるというケースも現在ございます。また、専門性という性格から例を挙げますと、現在不動産の嘱託登記とかレセプト点検、栄養士、心理判定員等々ございます。職種によりましてはそういうような専門性があるということでございます。

それと、人件費の削減でございますが、超勤の現状でございます。平成7年度の執行額が1億1,500万、そして8年度が1億1,200万、そして9年度の執行予定額が1億200万と、一定の縮減の努力をしてきているところでございます。この中で、今後職員の採用の中止等あるわけで、かなり現在の職員間での事務事業等の若干の増大等も予想されるわけでございますが、できるだけ事務の簡素効率化を図りながら、縮減に向けましてなお一層努力してまいりたいと思っております。

それと、窓口事務従事手当でございますが、この点につきましては議員御指摘のように、裁判におきまして手当の趣旨になじまないと判断がされてございます。本市におきまして、これを受けまして関係団体と協議を

進めてきてございまして、最終の調整に入っている段階でございます。できるだけ早くこの点につきましては解決してまいりたいと思っております。

それと、市民参加型の行政ということでございしますが、この点につきましては、やはりいろんな手法があると思っております。本市の状況からすれば、地区別型とか、また分野別と申しますか、そういう点でいけば現行では区長会、または地区によりましてはその区の協議会というふうなものが設置されてるわけございまして、これをやはりより各地区での活性化と申しますか、そういうふうな手法もより考えていく必要があるものと思っておりますし、また分野別で申しますと、A B C委員会と、こういうのが従前からかなり活発化されてるわけございまして、やはりこういうようなものを現在の状況の1つの分析と申しますか、する中で、議員御指摘のように新住民の方に対するより手だて、そういうこともひとつ考えていく必要があるんじゃないかと。その場合には場所の提供とか、こういうことも1つは大事であるでしょうし、そのネットワーク化というんですか、そういうための手法はどういうものであるのか、その辺の研究も大事じゃないかと思っております。

それと、情報公開制度についての取り組みでございしますが、この件につきましては市長が以前答弁してございしますが、平成10年度に制定すべく私を座長といたしますプロジェクトチームを発足させたところでございまして、この点につきましては、現在事務局は企画広報課と総務課という所管になってございしますが、事務局に指示いたしまして、現在の他市の状況等の情報収集から取り組みを始めたところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 北出議員の御質問のうち、環境問題について御答弁申し上げます。

まず、第1点目の清掃事務組合の方で、かつて野焼きをしていた結果、ダイオキシン類が大量に蓄積されておるのではなかろうかと、早急に調査が必要ではないのかという問いでございしますが、何分清掃事務組合につきましては、泉南市、阪南市による一部事務組合でございしますので、本市といたしましても阪南市と協力し合いまして事務組合への強い要請を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、市民の環境保全の工夫喚起についてでございますが、市民の環境保全の工夫喚起につきましては、地球温暖化にかかわるすべての要因に対し広範な取り組みが必要となってきております。そこで、まず行政が率先して行わなければならない問題について何をするかということでございますが、先日来市長が答弁いたしておりますせんなんエコオフィス行動計画を策定しておるところでございます。その内容につきましては、現在関係部局で検討を行っております、4月1日より実施したいと考えてございます。また、行動計画が確立いたしました中で、市民の皆様方に対し広報等で啓発を行い、環境に配慮した身近な節約運動等の推進をPRしてまいりたく存じてございます。

次に、以前の議会答弁でダイオキシン類がないと答弁したとの質問もございましたが、現在この件につきましては、私記憶にございませんので、過去の議事録等を検索いたしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、簡単でございますが、答弁にかえさせていただきます。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から、北出議員御質問の行財政問題の人件費の削減についてというところで、例えばということ御質問がございました。その中の保育所の体制ですけれども、所長、主任、それからフリー保母の体制について、一体どういうふうになっているのかという御質問であったと思いますが、それについて御答弁申し上げます。

まず、所長、これは以前から保育所の長としまして、施設長という形の位置づけで、その施設を総体的に管理するという形で所長を配置いたしております。それから、主任につきましては、所長の毎日の業務をある程度補助するという形、そういった意味での主任を配置いたしておるところでございます。

ただ、フリー保母につきましては、これは以前にも北出議員の方から御質問があったと思います。これにつきましては、泉南市としましては現在土曜閉庁、特に今現在は完全週休2日制という形で土曜日休みになっておるわけでございます。そういった経過の中で、保育所にいたしましても、職員、これにつきましては土曜日にも休むという、そういった休暇取得の保

障、それからまた保母もやっぱり担任1人クラスの保母なんかもおりますので、そういった休暇の取得の保障ですね。それに加えて、幼児保育の低下でありますとか、そういったおそれを防止すると、こういった経過の中で現在フリー保母が配置されてるという形でありまして、こういう形で保育所の体制が現在なされてるということで、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 北出議員の自然保護のうち、野鳥園についてまず御答弁をさせていただきたいと思ひます。

りんくう南浜2号緑地の周辺、男里川河口は、府下でも珍しい自然の干潟が存在し、多数の渡り鳥などが飛来することは知られているところでございます。

さて、お尋ねの野鳥観察エリアについてでございますけれども、現在のところ整備の時期については決まっておられません。しかしながら、基本構想の策定等に必要の手續などを整理し、現況の飛来種、植生や周辺環境等の調査、いわゆる都市鳥の実態調査など野鳥観察エリア整備に向けた現況の把握や条件の整備を行えるように、大阪府に要望しているところでございます。

この辺で、前段での基本的な考え方をまとめるための協議的なものについて、設置についても現在大阪府に申し入れを行っているところでございまして、まだ具体的な詰めまでは至っておりませんが、今後もまず前段としてそういう形で進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、里山などの施策転換についてということの御質問でございましたけれども、里山ということになりますと、現在堀河地区で国定公園が指定されまして、この中で紀泉ふれあい自然塾という整備が大阪府の事業として行われるわけでございますけれども、この地域につきましては、集落の背後に広がるコナラが優先する広葉樹林と、その付近に広がるアカマツ林、ヒノキなどの造林地、谷合いの耕作地や用水路などが長い間にわたって人々の手が加えられ維持されてきた、自然と人間生活とがよく調和された風景、いわゆる里山の景観が見られるところであります。

この事業は、平成9年度よりおおむね5カ年ということのハード事業と、

自然体験のコテージなどの簡素な宿泊施設、冒険の森などの中核施設、ソフト事業としての地元活性化につながるソフトの開発、仮称自然塾クラブ等の組織によりまして、参加自主活動型の自然との共生体験などが計画されておりまして、この里山の景観を保存、再生、また創出をし、自然の中で遊びや探索を通じて地域の環境について皆さんが学び、豊かさを感じるふれあいの里づくりということで、府と我々として今後事業を進めた中で、維持管理、運営につきましても市・府協力して行ってまいるという考え方でございますから、一定この地域では里山の保全、活用ができるんじゃないかというふうに考えております。

それと、この地域、当然工事をするというので、先ほど北出議員の方から30億の整備事業ということで御指摘があったわけでございますけれども、今回の事業は私ども聞いている全体事業費としては約18億円ということでございます。

そのような中で、先ほど申し上げましたように、地元等の方々も入っていただいた中で、そういう組織運営を行いますから、当然自然環境には十分配慮した中で、最小限度の土木建築工事の中で、ほとんど自然を残した形でそういう施設を整備して運営していくということでございますから、大きな山の造成とかそういうことはまずないということでございます。一部、現在の田とか畑の中に宿泊施設とか管理棟等をつくるという程度でございまして、あと山は散策路等をつくって、冒険の森、その辺で活用していくという考え方でございますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、男里川の干潟の指定の関係でございますけれども、この指定につきましても、干潟につきましても番地指定ということでございますので、干潟は公有水面ということで無番地ということの中で、指定は非常に難しいという状況でございます。

そのような中で、平成7年の10月に銃猟禁止区域ということで指定をされたわけでございますけれども、さらにこの辺の野鳥等の保護をするという意味の中から、大阪府の方ではこれをさらにきつい指定ということで、鳥獣保護区に指定をということで現在検討中でございます。まだ実施時期については10年度でということにはならないと思いますけれども、その辺で野鳥の保護についてやっていこうということで、その辺の鳥獣保護区としての指定ということで、現在大阪府で考えていただいているということ

で御報告させていただきます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 北出議員の教育問題についての御答弁を申し上げますが、多岐にわたっておりますので、関係団体の件と公民館に関する件、それから青少年の非行問題と地域社会との関連ということでお答え申し上げて、あとの部分につきましては、関係部長、参与の方から答弁を申し上げたいというふうに思っております。

関係団体の組織、運営等につきましては、自主的に行われておりまして、我々がかかわるところではないというふうに私は思っております。ただ、議員御指摘のように、団体の活性化という一面では当然そういったことは団体の方でも考えて運営をされていっているというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

それから、公民館の嘱託についてでございますが、教育委員会の公民館ということございましたから、今回そういった趣旨も踏まえまして、公募に踏み切っております。

それから、公民館の問題でございますが、公民館活動にどういうふうにそういったことを反映していくのかということでの御質問だろうというふうに思いますが、公民館の役割は、当然社会教育法、昭和24年の施行であったと思いますから約50年たっておりますけれども、地域住民の総合的な社会教育の機関として位置づけられてきておると。社会教育の目的としては、地域住民の生活の現実から生み出された具体的な教育要求から出発して、住民自身の生活文化と社会福祉の向上を図ることにあるというふうに言われております。

この目的を果たすためには、現在の社会教育の流れの中から、いわゆる生涯学習という立場からも、これが生涯学習の地域センター的な役割を果たしていかなければならないというふうに思っております。

御承知のように、公民館の態様というのは大まかに言えば3つになると思いますが、中央公民館、地区公民館、それから自治公民館と申しますか、いわゆる類似公民館というような言葉でも呼ばれておりますけれども、昭和28年の町村合併の促進法で町村が合併されましたけれども、中央公民館というのは合併後に大体つくられてるというふうに私は認識しておるん

であります。一般的には地区公民館の方は町村合併以前の旧町村に設置されておりますから、当然地区公民館あるいはまた自治公民館等は直接地域住民によって運営されてきたという慣例と申しますか、そういうところがございます。

このような点は、これからだんだんと改めていく必要もあるだろうと思いますが、先ほど申しましたように、生涯学習の中心的な役割を果たしていくという意味では、現在泉南市におきましては樽井公民館が中央公民館的な役割を果たさしていただいておりますけれども、地区公民館としての各館の運営等につきまして、今後はそういった地域の学習ニーズに応ずるような方向で指導を進めていきたいというふうに思います。

なお、先進的にやられております市等では、各自治区の集会所等を自治公民館として教育委員会が専門職をそこに——社会教育主事等の配置でございまして——行っているというところもございまして、そういったところも参考にしながら、今後の公民館運営を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、連日、中学生、高校生等のほんとに残念な、何とも言いようのない残忍な事件が続発しておるわけでございますが、私はこの問題は、前にも井原先生の御質問にお答えしたことがあるかと思っておりますけれども、神戸事件の問題からこの問題が特に急速に広がってきたように思うわけでございます。

子供たちに一体何が起きているのかと、いつ、どの子が何をするのかという不安、あるいは教職員の中には、親の考えや行動も理解できないというふうな意見もございまして。このことは、私は教育哲学的に考えるならば大きな課題であろうと思っておりますけれども、ルソーが言っていたと思いますが、人間の知識の中で最も有用でありながら最も進んでいないものは人間に関するように思われる、という言葉があったと思います。

それはそれとしまして、今子供たちに何が起きているのかということをお返しに、私は大人社会に何が起きているのかというふうに気づく必要があると思っております。そういう意味では、学校、家庭、地域、すべてが社会のあり方、あるいはまた教育のあり方を一人一人の大人が責任を感じながら、青少年の健全育成に協力していただきたいということが願っております。そういった意味におきまして、各单位PTA等で作られており

ます生活指導委員会等、地域の教育力をぜひとも結集をして協力していただきたい。そういったことでは教育委員会としては改めて検討もし、協力を求めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 石野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（石野喜彦君） コンピューター教育についてお答え申し上げます。

3点にわたってお尋ねがあったと思いますが、最初は現在の台数でございます。それにかかわっての教育委員会の考え方について申し上げます。

文部省の新整備計画、これは平成6年度から11年度末までに小学校で20台、2人に1台、中学校で40台、1人に1台というものでございます。情報化が進む現在、学校における情報教育が不可欠なものとして、文部省が整備水準を示したものでございます。この後の動きは、2003年学校週5日制完全実施、これに合わせて学習指導要領の改正が行われます。その改正では、整備水準が達成されたものとして、小学校にコンピューター教育が必修として組み込まれる予定でございます。

そういった日程をにらんで泉南市教育委員会もコンピューターの整備に努めておりますけれども、現在まで小学校で2台から5台、中学校で25台から28台、これは1校当たりですけれども、学校の規模によってちょっと違いがあると。こういったことで、現時点では文部省整備水準とは隔たりがあるのが現状でございます。新学習指導要領の実施の段階までには、少なくとも授業が実施できる台数、どの学校にも整備していきたいと存じております。

次に、現在設置のコンピューター本体の機能についてということでございます。それぞれ設置年度によって機能が違いますので、本年度、平成9年度に設置した小学校22台、中学校11台について、この機能について申し上げますと、CPU200メガヘルツ、ハードディスクが2ギガバイト、メモリーが32メガバイトと、こういったふうになってございます。

2点目のハードの急激な進化にどう対応するかということでございますけれども、今まで設置の分については、買い取り方式でございました。今後はリース方式で設置していくということで、このことについては対応し

ていきたいというふうに思っております。

最後、3点目でございます。コンピューター教育の問題点、課題でございますけれども、その1つ目は、先ほども申し上げたハードウェアの整備でございます。2点目としまして、ソフトウェアの整備でございます。特に中学校は平成3年度からコンピューターの設置に伴いまして、ソフトウェア整備をしてきておりますから、ある程度そろっておるんですけれども、小学校はハードウェアも昨年度からございましたので、特に小学校のソフトウェアは未整備でございますので、課題になってございます。

3点目として、教員のコンピューター活用能力の向上、こういったことも課題になってございます。今、小学校の30%、中学校の50.1%の教員がコンピューターを操作できると。あとできませんので、そういったことも課題でございます。

4点目の課題は、インターネットを利用した教育の研究と、こういったことが課題でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 私の方から、教育、文化に関する御質問のうち、古代文化シンポジウムについてお答えをさせていただきたいと思えます。

昨今、魏の皇帝が卑弥呼に送った明鏡100枚でないかというような鏡の発見とか、また科学技術的な先端を行く方法によりましてキトラ古墳の星宿図の発見とか、大変な古代史ブームになっておりますが、その時期になぜ「歴史の華ひらく泉南シンポジウム」、これを中止をするのかということでございますが、これにつきましては、昭和62年に海会寺跡が国の史跡に指定されまして、翌年度から毎年11月の文化の日前後にシンポジウムを開催いたしまして、専門的な学者による学術的な発表、これと歴史にロマンを求める人たちとの結びつきというんですか、これによって文化財の保存、また活用を図っていくという形で過去10回やってきておるわけございまして、所期の目的はもう達したんではないかなと考えておるところでございます。

いろんな事業をやりたいわけでございますけれども、いつまでも古代史だけというわけにもいかない面もございまして、泉南市は、先ほど御質問に

ありましたように江戸時代の貴重な建築物である山田家の住宅とかもござ
いますし、幅広い文化財がございますので、これらにも目を向ける必要が
あるというふうに考えておるところでございます。

また、子供たちにも文化財の大切さというものを認識していただかんと
いかんと思っておりますので、年代層も少し変えた形で、平成10年度に
つきましては子供たちに古代史を学ぶきっかけをつくるという形の催し物
も検討しております。また、地域の歴史に根差したシンポジウムというよ
りも、セミナー的な講座の開設も行いたいと思っております。

それと、公民館事業といたしましても、郷土史の講座の開設、これも予
定しておるところでございます。また、新たな展開を求めて平成10年度
から歴史に関する学術的な発表も含めた講座の開設等の展開をしていき
たいというふうに考えておるところでございます。

議長（巴里英一君） 他に答弁漏れございませんか。———北出君。

25番（北出寧啓君） 後ろから再質問させていただきます。

簡単で結構なんですけれども、コンピューター教育の後からのソフトウ
ェアとハードウェアの一応ふやしていく形ですよ。これはやられてるん
ですよ。

それと、あとインターネット関係、いろいろ問題もあると思うんですけ
れども、例えば各中学校、小学校間のLAN的なシステムを引いて、相互
にEメールを送るとか、あるいは各他市とのEメールを交換するとか、そ
ういう形はやってらっしゃるのか。

それと、基本的に例えばワープロ機能とか、あるいは表計算とか、いろ
いろあると思うんですけれども、主にどの辺の部分が中心課題となってる
のか、ちょっとわからないので、その点だけわかっておる範囲で教えてい
ただけたらなと思います。わからなければ結構です。

議長（巴里英一君） 石野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（石野喜彦君） まず、インターネットでござい
ますが、平成10年度から中学校においてインターネットに接続をして始
めていきたいと、こういうことございますので、今のところ平成10年
度からということございます。

あとの部分でございますが、中学校で技術家庭科で情報教育の部分で中
心に使っておるということで、お尋ねの詳しいことについてはちょっとわ

かりません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） そしたら順序どおり質問させていただきます。

環境保全にかかわる基礎調査等について市長の御明言がございましたので、それは今後ともよろしくお願ひしたいということでございますが、ふれあい自然塾の基本設計を見たらちょっと気になったんですけれども、例えばビオトープと書かれてるわけですね。ビオトープというのは、本来、破壊された自然を復元するということが基本的なビオトープの考え方なんです、その森林を伐採することはないというふうに御発言ございましたけれども、それでビオトープをつくるというふうな基本的な考え方についておかしいんじゃないかなと思う点ですね。

それと、先ほど申しましたようにオオサンショウウオとかホタルとか、堀河ダム上流の、市長もおっしゃられたことなんですけれども、その保全等については、環境庁がやるわけなんですけれども、具体的事業は大阪府ですね。ただ、泉南市としてもその辺の基礎調査をやっていただければ結構なんですけれども、その辺泉南市の独自調査と判断で、ある程度そういう施工の計画に参加していくという形がやっぱり必要かなと思うんですよ。その点ちょっとお聞かせ願ひたい。ビオトープについてはちょっといいですけれども。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず、具体的にはっきりと場所まで言って、このビオトープをどこでやるかというところまではまだ話はやっておらないんですけれども、これは当然堀河川の河川沿い、湿地的なところですね。堀河ダムの一番上流にも湿地帯がございますけれども、それと今回計画しております農業体験エリアの上流部ですね。そこも山ではなしに湿地帯の現在ある部分についての保全という形だというふうに聞いておるんですけれども、ちょっと具体的な部分についてはまだ詳しくは説明を受けておりませんので、また情報が入りましたらお知らせをさしていただきたいというふうに思います。

それと、今回の運営とか、どういう事業をやっていくかということになりましても、当然地元の権利者関係、森林組合とか林野組合とか、地元の

そこへお住まいの方々等、代表に入っていた中で、事業部会等を組織いたしましたので、その中に市も入りますので、当然その辺の議論というのはあると思いますので、その中では意見は言っていけるというふうには考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 嘱託問題でございますが、基本的に一言で言いますと、試験を含めて採用の透明性を確保するということですね。これを確実にやっていただきたい。透明性をいかに確保するかということは、行政の使命であると思います。その点について御答弁、もう少し明確にお願いいたしたい。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 先ほど御答弁させていただきましたように、この問題は従前から各職種によりまして継続的な問題とかいろいろございまして、現在それぞれの課題について整理しつつあるという状況が1つございます。そういう中で今回、特に公民館の嘱託につきましても公募というような形を先駆的にやらしていただいておりますが、それを踏まえまして、今後具体的に取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 透明性の確保をぜひとも今後とも強力に進めていただきたいということで、お願いいたします。

保育所の問題は、再三発言させていただいておりますけれども、谷部長からの説明ございましたけれども、私設の保育所とか比べると人件費が過大であると。それに対する納得ある説明にはならないというふうに思うわけですが、その点、合理的にいかがでしょうか。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 先ほど私が答弁させていただきましたのは、特に保育所の職員がどういった体制にあるかということを中心にお話しさせていただきました。そして、我々といたしましては、この保育所につきましても、特に職員につきましても、ある程度措置児童数、児童数の入ってくる数によりまして職員を決めているというところもございます。そういったことも我々考慮しまして今現在職員を配置してるとこ

ろでございますので、その人件費の増と、あるいは人件費の総額と、それと職員の数といいますのは、そういった基準で我々保育所につきましては職員を配置しておりますので、現在のところ人件費が、ちょっと額の方は私もつかんでおりませんが、そういった形で人件費が出ているということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） それと、窓口手当のことを言わしていただきましたけれども、含めて特別手当ですね。それは旧来、一言で言ったら権利の闘争といいますか、そこで確保された権利ということになると思うんですけども、市民から見たらそれがどう映ってるかということで、基本的に公務員は一応公務員法で定められた形で市民に仕えるということで、全体者に仕えるということでございますから、それと権利との兼ね合いというのは非常に難しいとは思いますが、基本的に市役所の運営というのは市民あっての市役所でございますから、そういう観点から特別手当とかその辺について具体的に今後どのように検討されていくのかですね。提案させていただいてからもう数年が過ぎ去っておりますので、もう少し明確にどのような時期にどのような形で行うのかということを示していただきたい。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 特殊勤務手当についての今後の対応ということになるんですが、確かに本市におきましては、国とは基準と申しますか、それとはそぐわないと申しますか、一般的なものとみ出してるようなものですね、その部分は若干あるということは事実でございます。その中止的な作業は行ってきてございます。今後、その内容等につきまして、特に今の状況にそぐわないというものを含めまして、関係機関とも協議させていただいて、できるだけ市民が納得するような形の対応に努力してまいりたいと思っております。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 重ね重ね全体の奉仕者であるという、この命題で判断していただきたいというふうに思います。

それで、私もいろいろ干潟の保全をしておりまして、土・日は行楽客が山のように来まして干潟が踏み荒らされると。資格がないということで、

注意してもなかなか注意できないと。どういう資格があるのかといろいろ検討は重ねてまいておるわけですがけれども、市当局としてどのような資格の委員があるのかということをお示し願いたいと。農林水産課の方からお示し願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） これは、所管は大阪府の農林水産部でございますけれども、その中で大阪府の自然環境保全指導員とか森林保全員という人を委嘱いたしまして、その人たちがそういう任に当たると。主にはこの自然環境保全員というのは、現在山手側がメインだと思いますけれども、そういう制度は大阪府の方でございます。現在、泉南市では3名が大阪府の自然環境保全指導員ということで委嘱をされておるということでございます。それと、大阪府の森林保全員につきましては、4名が委嘱をされております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 自然環境保全指導員、森林保全員というのは、泉南市の方が何人かなられてるということだと思うのですが、その方々は、あくまで府の任命でございますけれども、泉南市との協力関係とかいうのはございますのでしょうか。

それと、あと鳥獣保護員というのがあると思うんですね。それについては泉南市では該当者がいないのかどうかも、ちょっと確認できればお示し願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 自然環境保全員の仕事でございますけれども、巡視ですね。1カ月に2日間の巡視ということと、大阪府に対する報告でございます。この人たちを任命するについては、大阪府が任命するわけでございますけれども、地域別配分基準に基づいてということで、現在市町村長が推薦をして、大阪府知事が委嘱してるということでございますので、現在自然環境保全員につきましては3名ということでございます。

それと、鳥獣保護員でございますけれども、泉州地域で7名の方が委嘱されておりますけれども、泉南市の方は入っておられないということでございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 私どもの男里川干潟を守る会では、2人ほど資格を持ってらっしゃいまして、環境庁の鳥獣標識調査員というのと自然公園指導員というのがございます。男里川に網を張って鳥を捕まえて調査し、また環をつけて返すということ、そういう作業をやられてるんですけども、残念ながらうちでは2人しかそういう委員の方がいらっしゃいませんので、腕章とかがつかないと、コピーをつけようかというふうな話もうちではやってるんですけども、それは不法でございますから、違法行為でありますからできませんので、その辺何か案がございますればお示し願いたいと思います。なければ結構です。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほど御答弁いたしましたように、現在大阪府では男里川の干潟につきまして、鳥獣保護区ということで指定を検討してるということもございますので、現在泉州地域で7名でございますけども、泉南市の方がおられないということもありまして、この近辺でもそういう人に委嘱できるかどうかということも含めて、大阪府に一遍問い合わせをさせていただきたいなというふうに思いますし、もし可能ならばその辺の人の委嘱もお願いをしたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 鳥獣保護区については、昨今承っておりますので、それは実施されると思いますけれども、問題は環境保全区域に指定するかどうかということで、できたら市長の方も前向きに対応していただければありがたいんですけども、その辺いかがでございますでしょうか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 趣旨はよくわかるわけなんです。我々もそういうふうをお願いをしてきておるわけなんですけども、制度上、ちょっと公有地といいますか無番地といいますか、そういうところがありますので、技術的な面でそれをどうクリアできるかという問題がありますので、今後とも大阪府の方と十分協議をして、あれだけの価値のある地域だというふうに思いますので、何か良策がないかどうかというのは、私も含めてお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 酸性雨も中国の市場経済化の結果でかなり日本に飛来して、日本の森林が危ないというのは、私も何年前から指摘さしていただいているんですけども、同時に中国の沿岸地域がやっぱり日本と同じように干潟がどんどん崩壊していった。だから、北から南へ、あるいは南から北へ渡る鳥がほとんど居場所がなくなって、ここ数年間でも半減してきているという症状がございまして、なかなか中国へ行けない、だから日本に渡る、日本もなかなか干潟が減ってきているということで、特にあんな小さな男里川の干潟でもたくさんの野鳥が飛来するという構造がありまして、一般的な地球危機の時代にぜひとも市長に御努力いただきたいと思います。御要望をお願いいたします。

それで、ダイオキシンの問題ですけども、考えておきますとおっしゃられましたんですが、私も大分前から言っております、私この点については自分も自己批判しなきゃならないなと思っておりますのは、二、三年前にダイオキシンの野焼きの問題における発生を非常に危機だと思ひまして、質問さしていただきまして、結局ないということで、ダイオキシンの調査は何千万もかかるというのがわかっておりまして、ないという答弁でそのまま退いてしまったんですけども、それから全国でほかの市会議員がかなり細かなダイオキシンの調査をやりまして、それがNHKに報道されて全国的に広がったということがあります。

私は、そのとき徹底的にやれなかったのは、議員として非常に問題があるなというふうに思っておりますが、行政当局もないというふうに私はおっしゃったように記憶しております。昨年も進言いたしましたし、清掃事務組合の問題ではありますが、理事者が市長であられると思いますので、当然泉南市も責任はあると考えております。検討とか考えるとかじゃなくて、今まさにしなければならない。雨が降ったら土中に浸透していきましますし、周辺の地域における被害というのは、やっぱり見えない形で起こっているんじゃないかと。

この間の新聞でも報道されましたけれども、環境ホルモンによる雌化ですね。これはドイツの方、ヨーロッパでかなり先進的に研究されて、やっと日本の研究結果が出てきたということで、ほとんど人間の精子の数が、今の若者の精子の数が極端に減少していると。生殖機能が極端に低下して

いる。湾岸の貝類なんかは、ほとんど8割が雌であるという形で現在進行しております。

だから私が申し上げたいことは、ダイオキシンの問題でもやっぱり先進的にやっていくという態度を行政当局はとっていただきたい。周りから言われて、報道されて、やっとなかなか腰を上げるんじゃなくして、私らも提言させていただいておりますから、その点、前向きに受け取っていただきたい。特にダイオキシンのこの場合の土中調査は、今すぐにでも即刻やっていただかなきゃ困ります。この辺の答弁をお願いいたします。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 土壌調査の方は、清掃事務組合敷地以外といいますか、今回市役所周辺でそういう大きな数値が出ましたから、その土壌調査は既に予算化ですね、一応10年度予算を市の方で計上させていただいております。

清掃事務組合敷地内についても必要じゃないかという御意見は、先般の清掃事務組合議会でも出まして、お答え申し上げたのは、清掃事務組合で2.3ナノグラムというのが出てるわけなんですけど、この2月14日に今年度の大気と、それから今度初めてやる灰ですね。灰の調査も今年度初めてやるんですけど、それをやっております。

ただ、結果が出ますのはちょっと時間がかかりますので、まずその結果を見て、去年が2.3、ことしはどのぐらいなのか。その間にペットボトルの分別やってるといふ状況を踏まえて、ひとつ傾向をつかみたいと。それによって、御指摘ありましたように敷地内の土壌の問題ということですね。これについて、その結果の判断を見た中で一定の判断をしたいというふうに御答弁を申し上げておるわけでございます。したがって、2月14日にやっておるので、もうちょっと時間をいただいて、まずその結果を確認をしたいなというふうに考えてるところでございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 現業職の方の安全がやっぱり今一番大変かなと思いますので、我々周辺住民ですけれども、現業で働いてる方の影響というのはかなり甚大ではないかなと恐れておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（巴里英一君） 以上で北出議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明12日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明12日午前10時から本会議を継続開議とすることに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。御苦労さまでございました。

午後4時31分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員

東 重 弘

大阪府泉南市議会議員

奥和田 好 吉